

17 孤独・孤立対策の推進について

【提案・要望事項】

- ① 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、ひきこもりの状態にある方、困難を有する子ども・若者やその家族などが、地域の課題が複雑化するなか、孤立しないよう、国において、社会全体で支援していくための施策を講じるとともに、自殺対策等も含め、各地域が行う様々な孤独・孤立対策について、十分な財政支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じた子どもの貧困対策やヤングケアラーへの支援が継続的に推進できるよう、財政支援の充実を図ること。
- ③ 孤独・孤立対策において重要な役割を果たす民生委員・児童委員が活動しやすくなる対策を講じるとともに、財政支援の充実を図ること。

【現状・課題】

- 単身世帯、特に単身高齢世帯が増加するとともに、職場・家庭・地域でも人々が関わり合い支え合う機会が減少しているなか、コロナ禍による社会環境の変化も加わり、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されていることから、交流・見守りの場や相談支援を受ける機関の確保等の孤独・孤立対策を推進することが重要です。
- 高齢者については、新型コロナウイルス感染症流行以前は、地域の高齢者が集まり交流する通いの場への参加率が増加傾向にありましたが、同感染症流行下では参加率が低下しました。そのため、介護予防や地域づくりに資する通いの場の活性化に向けた取組を行い、参加率の向上を図っていく必要があります。
- 孤独・孤立対策と関係の深い自殺対策については、全国の自殺者数に深刻な高止まりの状況がみられ、本県の自殺者数も、近年下げ止まっていることから、喫緊の課題として、国の自殺対策強化交付金等を活用しながら、各市町や関係団体と連携し取り組んでいます。また、ひきこもりについては、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受け止める社会をつくるために、身近な市町での支援体制を充実していく必要があるとされ、同様に、国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、地域の居場所づくり等を実施しています。こうした取組を安定的に継続して行っていくよう、令和7年度以降も十分な財政支援を行っていただく必要があります。

- 困難を有する子ども・若者やその家族などについては、孤独・孤立に陥らないようにするため、地域で子どもを見守る居場所であるとともに、保護者の負担感や孤立感を軽減する場として期待されている子ども食堂等の居場所の確保が求められています。一方、小規模で運営基盤の脆弱な運営主体が多いことから、持続的な活動が行えるよう、財政的な支援が必要です。また、運営主体の研修等を通じて、支援を必要とする子どもを見つける視点を養い、必要な支援につなげていくことが重要です。
- 地域の実情に応じた子どもの貧困対策に取り組むためには、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化と補助基準額・補助率の引き上げや補助対象事業の拡充等、補助内容の充実を図る必要があります。
- ヤングケアラーへの支援については、地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援の充実と、ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の醸成を図る必要があります。
- このようななか、地域の生活状況の把握や相談、関係機関との連携を図りながら活動している民生委員・児童委員の役割は、ますます重要になっており、その人材確保のためには、活動費の増額など適切な財政的支援が必要です。

【所管府省】内閣府(孤独・孤立対策推進室、地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室)、
厚生労働省(社会・援護局、老健局)、こども家庭庁(支援局)

【県関係課】健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、子ども政策課、
子ども家庭課、労働政策課

18 地方の活力の向上に資する地方移住の促進について

【提案・要望事項】

- 大都市圏に住む者に、地方への関心を高めてもらい、地方への移住が促進されるよう、大都市圏への過度な一極集中の是正に向けた地方移住促進キャンペーンを実施するなど、国における周知啓発を強化すること。
- 地方において、移住・定住状況を把握し、移住者の定着・定住につながる効率的・効果的な施策が実施できるよう、国において、移住・定住に関する全国的・定量的な調査等を実施し、統一した情報を地方に提供すること。
- 大都市圏から地方への移住促進の取組に対する継続した財政的支援と制度の弾力的な運用を行うこと。特に、地方創生移住支援事業について、地方の実態に応じた所要額が確保されるよう、年度途中においても、追加の措置が必要な場合、増額等の対応を確実に講ずること。
- 地方において、空き家の増加に歯止めがかからない状況を踏まえ、国においては、改正空家法を施行し、周囲に悪影響を及ぼす空き家の発生を抑制することなどを目的に課題解決に動きはじめた。今後は、さらに、移住者をはじめ広く空き家を利用してもらうための施策に対する財政支援の充実を図るなど、より一層の空き家対策を推進すること。

【現状・課題】

- 本県の人口は、平成11年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和5年の人口は約93万人と、24年連続で減少しており、自然減に加えて、社会動態における転出超過が続いています。特に大学進学者の8割以上が県外大学に進学するなど、15～29歳の若者の大都市圏への流出が拡大しており、人口の社会減の抑制や若者の県内定着が課題となっています。
- これまでの新型コロナウイルス感染症の流行の拡大を契機として、地方移住への関心が高まるなかで、より一層、地方への人の流れが創出・拡大され、地方への移住が促進されるよう、国における周知啓発を強化し、集中的に行うことが重要です。
- これまで、各種の移住・定住施策に取り組み、移住者数は増加傾向にありますが、移住が必ずしも定住につながっていない状況もあります。移住後に定住し続けてもらうためには、移住・定住状況を把握し、課題を明確にしたうえで、効率的・効果的な施策を実施していく必要がありますが、自治体レベルの調査には限界があり、国において、全

国的・定量的な調査等の実施と、統一した情報の地方への提供が重要と考えます。

- 本県の取組に対して、これまでもデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ等）の採択をいただいておりますが、引き続き、大都市圏から地方への移住促進の取組に対する財政的支援の充実と、支援にかかる要件の緩和、制度の弾力的な運用が必要です。
- デジタル田園都市国家構想交付金のうち地方創生移住支援事業地方創生タイプ（移住・起業・就業型（地方創生移住支援事業））については、地方から国に対する令和6年度申請額が令和5年度申請額の1.1倍を上限とされていますが、東京から地方への移住者数の増加に伴い申請件数が増加し、年度途中においても、予算の配分や増額等の措置を講ずる必要があります。
- 国においては、令和4年12月に改正空き家法を施行し、周囲に悪影響を及ぼす空き家の発生を抑制することなどを目的に課題解決に向け動き始めました。本県では、空き家の活用と移住促進を趣旨とし、移住者の方に空き家を利用いただくことを目的とした「空き家バンク」の開設や空き家改修費補助などの取組を、県内市町と連携して行っています。今後さらに移住者をはじめ広く空き家を利用してもらうための施策に対する財政支援の充実を図るなど、より一層の効果的な空き家対策を推進する必要があると考えます。

【所管府省】 内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、内閣府（地方創生推進事務局）、国土交通省（住宅局）

【県関係課】 地域活力推進課

19 デジタル化の推進について

【提案・要望事項】

- ① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化
人口減少・少子高齢化等に伴う様々な課題の解決や、地域の新たな価値の創造による持続可能な地域社会を構築するため、地域の実情を踏まえた自由な発想によるデジタル化を着実に実装できるよう、地方財政計画での「地域デジタル社会推進費」の継続はもとより、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等の継続・拡充、採択要件の緩和を行うこと。
- ② 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に対する支援の継続・強化
標準準拠システムへの移行について、自治体の状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めるとともに、自治体の負担が生じないよう確実な財政支援を行うこと。
いわゆる移行困難システムについては、各自治体の状況を勘案し、無理のない移行完了期限を設定するとともに、当該移行完了期限までに必要となる全ての移行経費について確実な支援を行うこと。
また、今後、標準化の対象システムを都道府県利用システムにも拡大していく際は、その検討段階において都道府県と十分に協議を行うこと。
- ③ デジタル人材の確保・育成に対する支援
デジタルに関する知識や技能の習得だけでなく、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材の確保・育成や環境整備に対して行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。
また、デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、自治体向けの研修を継続させるとともに、外部人材の登用を容易にする国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方等、柔軟な運用が可能となるよう検討を進めること。
- ④ マイナンバー制度の理解及びマイナンバーカードの普及促進のための支援
マイナンバー制度やマイナンバーカードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。
また、マイナンバーカードの普及促進に向けた地方の独自の取組についての支援を積極的に行うこと。

【現状・課題】

- ① 地域社会のデジタル化に向けた支援の充実・強化
 - 地域社会のデジタル化のためには、本県を取り巻く多様な主体が一丸となり、デジタル技術とデータの活用によって革新的サービスを生み出し、順次、実装につなげることが重要です。そのため、本県では、県と県内すべての市町、そして県内外の民間事業者が集い、学び、交わり共創するコミュニティ「かがわDXLab」を設け、行政課題、地域課題の解決を通じた地域のデジタルトランスフォーメーション

ンを目指し、活動を展開しています。

これらの取組に対して、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金の採択をいただいているところではありますが、本県の取組は途に就いたばかりであり、今後も実証実験を始め、様々なデータの連携とトライ&エラーによる継続的な取組・実装を図る必要があります。そのような中、デジタル田園都市国家構想交付金では、実証経費は事業期間内に実装を伴うものに限るとされており、かがわDXLabの取組のように、官民がそれぞれの強みを活かし、自由な発想で地域課題解決に向けた共創活動を行う実証研究においては、社会実装を念頭に取組を進めるものの、事業期間内の実装の判断が難しい状況です。

財政支援を継続・拡充していただくとともに、地域の実情を踏まえた、地域の課題解決や新たな価値の創造につながるユニークな取組が可能となるよう、採択要件の緩和を図るなど地方における取組を強力に支援をしていただくことが必要です。

- すべての地域がデジタル化のメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するための「地域デジタル社会推進費」について、今後も継続して計上するなど、地方のデジタル社会形成の実現に必要な財源を確実に確保していただく必要があります。

② 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に対する支援の継続・強化

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化については、令和7年度末までの標準準拠システムへの移行が義務付けされているところ、国において、全ての自治体に対し、きめ細やかなフォローアップに努めていただくとともに、標準準拠システムへの移行費用に関し、自治体の負担が生じないよう確実な財政支援を行っていただく必要があります。
- いわゆる移行困難システムについては、対象の自治体の状況を十分に把握した上で、無理のない移行完了期限を新たに設定していただくとともに、当該移行完了期限までの間に必要となる移行経費（当初の期限である令和7年度末以降に必要な経費も含む。）の全額を確実に支援していただく必要があります。
- また、基幹業務システムの統一・標準化については、今後、標準化等の対象システムを都道府県が利用するシステムにも拡大する際は、その検討段階において標準仕様やクラウド集約の仕組み、事業の在り方等について都道府県との間で十分な協議を行っていただくことが必要です。

③ デジタル人材の確保・育成に対する支援

○ デジタル人材の確保は、デジタル社会の実現に向けた重要課題です。本県では、情報通信関連産業の育成・誘致の拠点として「Setouchi-i-Base(セトウチ・アイ・ベース)」を令和2年度に整備し、情報通信関連分野の人材を育成するための講座を集中的に実施するとともに、講座で学んだ知識や技術を活かして、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることのできるよう、創作活動、交流促進の場の提供や、さらには、情報通信技術を活かした起業や第二創業の創出、競争力強化等に向けたビジネスマッチング支援を行っています。

また、県内企業の専門人材育成を図るための技術講習会等の開催やデジタル技術の導入を促進する個別コンサルティング支援を行っています。

これらの取組に対して、デジタル田園都市国家構想交付金の採択をいただいたところではありますが、デジタル人材は、短期間に確保・育成できるものではないため、継続した財政的支援が必要です。

○ デジタル施策を推進する地方自治体職員の育成も喫緊の課題です。全国的な研修機関において、基礎的な内容からセキュリティやネットワーク等の専門的内容まで、また特定分野も含めて、デジタル技術の進展に対応した施策形成を学ぶことができる研修の充実が望まれます。

○ 本県では職員自らスペシャリストとしてのキャリアを選択できる複線型人事制度を設けるとともに、職務経験者採用により民間の優れたデジタル人材の確保に努めていますが、今後は、民間企業との人事交流など外部人材の登用も重要です。これを容易にする、国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方について、明確な方向性を示していただく必要があります。

④ マイナンバー制度の理解及びマイナンバーカードの普及促進のための支援

○ デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度に関し、国において、制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うことで、国民のマイナンバー制度への理解の促進につながるよう、取組を強化していただくとともに、引き続き、マイナンバーカードの利便性・安全性等について、より積極的に周知・広報を実施していただく必要があります。

○ マイナンバーカードの健康保険証利用や運転免許証との一体化、電子証明書のスマートフォンへの搭載など、利用者がマイナンバーカードを持つことの利便性を感じていただけるよう、関係機関と適切に連携を図りながら、マイナンバーカードの機能強

化を着実に進めていただく必要があります。

- また、マイナンバーカード普及促進に向けた地方の独自の取組について、財政支援等を積極的に行っていただく必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方創生推進事務局）、内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現委員会事務局）、デジタル庁（戦略・組織グループ、デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ）、総務省（自治行政局、自治財政局、情報流通行政局、総合通信基盤局）、財務省（主計局）

【県関係課】 デジタル戦略課、情報システム課、自治振興課、人事課、産業政策課

20 真の地方分権の推進について

【提案・要望事項】

「地方の元気なくして国の元気はない」との考え方に立って、地方が自らの判断と責任で行政運営を行う個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、より一層の地方分権を推進すること。

また、地方は徹底した行財政改革に率先して取り組んできていることを踏まえ、地方が中長期的に自立的かつ持続可能な行財政運営ができるよう、地方財政措置を充実すること。

- ① 国と地方の役割分担を大胆に見直し、国は国際社会における国家としての存立に関わる事務、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を果たすべき役割に専念し、その他の事務・事業は地方に権限と財源を一体的に移譲すること。
- ② 第14次一括法成立後は、事務・権限の移譲等までの具体的なスケジュールを地方に直ちに示したうえで、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、円滑な事務・権限の移譲に必要なかつ十分な財源措置、研修の実施及びマニュアル整備等を地方の意見を十分に反映して検討し、地方の事務執行に支障を来さないよう早期に決定・実施すること。
- ③ 地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制の廃止や大幅な緩和を図ること。特に、これまでの地方分権改革のなかで一定の進捗が図られた「義務付け・枠付けの見直し」については、引き続き、従うべき基準や計画策定義務のあり方、同意・協議等の関与のあり方等について検討を行い、より一層の規制緩和を推進すること。
- ④ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において今後「検討を行う」とされた事項については、検討状況を政府全体として随時適切にフォローアップし、その結果については地方に速やかに情報提供すること。また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、今後、検討を加えたうえで再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。
- ⑤ これらの見直しに当たっては、法定された「国と地方との協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、必要な分科会の設置及びその活用を含め、企画・立案の段階から地方と真摯に協議を重ねること。

【現状・課題】

- 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、事務・権限の移譲が進むなかで、本県では、徹底した行財政改革を断行するとともに、自主的な市町合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。
- 今後、地方が自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、事務・権限の移譲や税財政面での改革、補助金等による国の関与の廃止・縮減を進め、真の地方分権社会の実現に向けた改革を推進する必要があります。
- 第14次一括法成立後は、国から地方へ移譲される権限・事務等について、住民サービスに支障が生じることがないように国と地方の間での円滑な引継ぎが行われることが重要です。
- さらに、これまでの地方分権改革において、義務付け・枠付けの見直し等が図られましたが、個性を生かし自立した地方をつくるため、国においては不断の見直しを継続する必要があります。
- そのためには、地方の多様性を重んじた取組を推進することが重要であり、地方から制度改革に関する提案を求める「提案募集方式」や、地方ごとの多様な事情への対応が可能となる「手上げ方式」を有効に機能させることが必要です。
- これらの見直しに当たっては、地方分権に関する政策決定においても制度設計の段階から地方の意見が適切に反映されるよう、実効性のある運営を行う必要があります。

【所管府省】 内閣府（地方分権改革推進室）、総務省（自治行政局）

【県関係課】 政策課

21 南海トラフ地震の被害想定見直しにかかる支援について

【提案・要望事項】

国においては、策定（平成26年3月）から10年が経過する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改定に向け、南海トラフ地震の被害想定の見直し等を進めているが、見直し時期及びその内容について、自治体に対して適切に情報提供を行うとともに、国の被害想定の見直しを踏まえて自治体が見直しを行う際には、技術的助言のほか、多額の事業費が見込まれることから、財政支援措置を講ずること。

【現状・課題】

- 現在、国においては、平成26年3月にまとめた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」で定めた減災目標の期限が令和5年度末となっていることから、被害想定の見直しと、その対策を盛り込んだ基本計画の改定に向け、有識者による「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、地震による揺れや津波の推計に関する最新の知見、防災対策の進捗状況、課題などを踏まえた、新たな被害想定手法等の技術的な検討が進められてきたところであります。
- こうしたなか、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響により、国における被害想定の見直しとその対策を盛り込んだ基本計画の改定が延期となっています。この基本計画の改定及びその前提となる国の被害想定の見直しを踏まえ、自治体においても被害想定等を見直すことから、国の具体的な見直し時期及びその内容について、自治体に対して適切に情報提供を行うことが必要です。
- また、国の見直しに際しては、津波防災地域づくりに関する法律を踏まえて策定された「津波浸水想定の設定の手引き」（国土交通省策定）と整合性を図るとともに、国の被害想定の見直しを踏まえて自治体が見直しを行う際には、技術的助言を適切に行うほか、基礎調査、津波・地震動による被害想定調査、復旧にかかるシナリオの作成など、多額の事業費が見込まれることから、財政支援措置が必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、総務省（消防庁国民保護・防災部）

【県関係課】 危機管理課

22 南海トラフ地震や風水害等の大規模災害対策について

(1) 防災・減災対策にかかる財政支援等の充実・強化

【提案・要望事項】

南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、非常に大きな被害をもたらしたところであり、津波への対応や木造住宅等の耐震化、集落の孤立化等の防止、避難所の生活環境の整備といった能登半島地震の教訓を踏まえたハード・ソフト両面の対策も課題となっている。本県では、国が決定した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用しながら、防災・減災対策に全力で取り組んでいるところであるが、国においては、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保すること。

また、南海トラフ地震臨時情報の内容を国民が正しく理解するための啓発や、臨時情報発表時の事前避難に要する経費に対する財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%と高まるなか、本県は、中央防災会議の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、重点受援県（10県）の一つとなっております。
- このため、本県では、国の防災・減災対策や本県の実情を踏まえながら、適宜、地域防災計画の見直しを行っているほか、「香川県国土強靱化地域計画」や「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めております。
- こうしたなか、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、非常に大きな被害をもたらしたところであり、津波への対応や木造住宅等の耐震化、道路寸断による集落の孤立化等の防止、避難所の生活環境の整備など、防災・減災対策を進めるうえでの教訓を得ております。今後は、これらの教訓や国の中央防災会議における検証状況も踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模な地震・津波による被害を最小限に抑えるために、河川・海岸堤防の整備、ため池や県有施設の耐震化のほか、自主防災組織や消防団の充実・強化、災害時の情報伝達の多様化、さらには住宅・建築物の耐震化や家具の転倒防止対策を促進させるための県民の防災意識の向上など、ハード・ソフト両面からの対策を着実に進めていく必要があります。加えて、避難所等での避難生活が長期に及ぶ場合に備え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症対策も、引き続き重要であり、災害時の避難所における間仕切りや消毒液等の資器材の事前準備など、衛生面に配慮した対応が必要です。

- こうした対策を進めるためには、多額の事業費が見込まれることから、国において、対策に必要な補助制度や地方債制度の予算・財源を安定的に確保することが必要です。

- また、本県では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、県及び市町がとるべき防災対応の方針を定め、地域防災計画にも盛り込んでおりますが、住民への周知に当たっては、まずは、国においても、住民が臨時情報の意味を正しく理解できるよう広報・啓発を進めることが必要であり、加えて、臨時情報が発表されれば、避難所を開設し、避難者を受け入れる市町に、大きな費用負担が発生することから、国による財政的支援も必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、総務省（消防庁国民保護・防災部）
厚生労働省（健康・生活衛生局）、国土交通省（住宅局）
【県関係課】 危機管理課、住宅課、建築指導課

(2) 地震・津波観測監視体制の充実・強化

【提案・要望事項】

南海トラフ地震の想定震源域の東側である紀伊半島沖から四国沖にかけて整備・運用されている地震・津波観測監視システム（DONET）や、令和6年度末に完成予定である高知県沖から日向灘海域へ至る南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）から得られる観測データを防災・減災対策に有効活用するため、国において最新の知見を用いたリアルタイムの津波の解析情報を配信すること。

【現状・課題】

- 南海トラフ巨大地震による国の被害想定では、本県の最大震度は7、最大津波高は5m、最悪の場合、死者数が約3,500人、負傷者数が約23,000人、建物全壊及び焼失が約55,000棟と推計されております。
- 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%と高まるなか、本県では、地震・津波による被害を軽減させるため、ハード・ソフト両面から様々な取組を進めておりますが、住民が迅速かつ確実に避難するためには、気象庁が発表している地震・津波に関する情報について、津波高や津波到達時間等の予測精度を向上させるとともに、観測で得られたデータについて、自治体と情報の共有化を図ることが必要です。
- こうしたなかで、南海トラフ地震の想定震源域の東側である紀伊半島沖から四国沖にかけて整備・運用されている地震・津波観測監視システム（DONET）や、令和6年度末に完成予定である高知県沖から日向灘海域へ至る南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）から得られる観測データを防災・減災対策に有効活用するため、国において最新の知見を用いたリアルタイムの津波の解析情報を配信することが必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官 [防災担当]）、文部科学省(研究開発局)

【県関係課】 危機管理課

(3) ヘリテレ映像受信地上設備の整備

【提案・要望事項】

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、発災時において俯瞰的に現状を確認でき、迅速、的確な救助活動等を行ううえで不可欠なヘリコプターからの映像をより一層活用できるようにするため、映像受信の不感地帯を解消する施策として、ヘリコプターテレビシステム映像を受信する地上設備を新たに整備すること。

【現状・課題】

- 発災時における救出・救助活動を迅速に行うためには、視覚的に家屋の倒壊や道路の損壊等の正確な被災状況を把握することが最も重要であり、香川県警察ヘリコプターテレビシステムによる映像（以下「ヘリテレ映像」という。）を活用した上空からの情報収集が必要不可欠です。
ヘリテレ映像は、国の災害対策本部に送信されるとともに、本県の災害対策本部にも送信されており、各種災害対策に有効活用されています。
- 香川県警察のヘリテレ映像の受信設備（以下「地上設備」という。）は、平成22年12月、本県西部にデジタル地上設備が整備され、本県西部から愛媛県東部をカバーしているものの、南海トラフ地震等による津波で大きな被害が予想される島しょ部及び本県東部をカバーする地上設備は、老朽化（平成12年整備）のうえ、低標高地点（香川県庁本館屋上、地上約110m）に設置されています。そのため、香川県庁本館屋上施設は、不感地帯の範囲が広く、度々映像が中断するとともに、アナログ方式のため不鮮明な映像となっており、デジタル方式である機上設備の機能を生かせていません。実際に、平成25年4月13日の淡路島地震では、本県内最大震度（震度5弱）であった本県東部（東かがわ市及び小豆島）の映像送信中、度重なる中断が発生し、情報収集活動等に支障が生じました。
- 本県内適地の無線中継所にデジタル方式のヘリテレ地上設備を整備することで、本県東部及び島しょ部の不感地帯を減少させることから、早急な整備が必要です。

【所管府省】 警察庁（警備局、長官官房通信基盤課）

【県関係課】 警察本部警備課

23 女性の活躍推進について

【提案・要望事項】

- ① あらゆる分野における女性の活躍推進のためには、地方自治体の主体的な取組を加速し、地域の実情に合わせた独自の施策の展開を継続的に可能とする必要がある。そのために、「地域女性活躍推進交付金」の充実・確保を図るとともに、「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。
- ② 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」については、設置主体を法律で位置づけ、運営の安定化及び質の向上を図るための財源を措置するとともに、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター等の安定的な運営を図ること。

【現状・課題】

- 本県の人口は、平成 11 年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、令和 5 年の人口は約 92 万人と、24 年連続の減少となっており、また、生産年齢人口も平成 27 年の約 55 万人が、令和 22 年には 42 万人程度まで減少すると予測されています。

人口減少と少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進むなかで、本県では、25 歳から 44 歳の女性就業率が全国平均よりも高く、その割合も上昇傾向にあるものの、女性雇用者における非正規雇用者の割合は男性雇用者におけるその割合より高い状況にあるほか、管理的職業従事者や自治会長に占める女性の割合も低い水準に留まっているなど、働く場や地域における政策・方針決定過程において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、女性をはじめとする多様な人材の活用、多様な視点が必要であり、本県では、働くことを希望する女性が、希望に応じた働き方を実現できるよう意識改革や環境づくりのための事業や、女性リーダーを養成する事業を積極的に推進しているところです。

地域において、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、「地域女性活躍推進交付金」の上限額の引き上げや、対象事業の拡大とともに、独自の施策を継続的に展開するための基金の創設など、安定的な財源を確保する必要があります。

- 令和 5 年 3 月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定され、令和 2 年度から 4 年度までの「集中強化期間」の取組を継続・強化するため、令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間は性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していくことが示されました。

本県では、平成 29 年 4 月 1 日から性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を開設し、性暴力についての専門的な研修を受けた女性の相談員が電話相談、面接相談に応じるとともに、産婦人科医療の受診や警察への届出に対する付添支援を行うほか、臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士による法律相談を実施しています。

各都道府県の支援センターが効果的かつ継続的に運営されるためには、設置主体を法律で位置づけ、平成 29 年度に創設された「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を継続・拡充し、運営の安定化及び質の向上を図るために十分な財源を措置するとともに、全国同一水準の被害者支援が実施されるよう、政府において設置する夜間休日対応のコールセンター及び SNS 相談の安定した運用が必要です。

【所管府省】 内閣府（男女共同参画局）

【県関係課】 男女参画・県民活動課、労働政策課、警察本部

24 安全・安心を確保するための基盤整備の充実・強化について

(1) SNS利用詐欺総合対策の推進

【提案・要望事項】

発生件数が大幅に増加しているSNS利用詐欺への対策を効果的に推進するための体制整備として警察官を増員すること。

【現状・課題】

- 令和5年中の本県におけるSNS利用詐欺の認知件数は、163件（前年同期比+115件）、被害総額は、約13億2,700万円（前年同期比+約11億1,700万円）となっており、認知件数は前年比で約3.4倍となり、被害額も大幅に増加しています。
- SNS利用詐欺グループ検挙のために、被害認知時には、生活安全部サイバー犯罪対策課と被害認知状況を共有し、犯行に使用されたインターネットのアドレスの解析や詐取被害金の流れ・隠匿状況を捜査するなど犯人検挙に向けた所要の捜査を行っているところであります。

併せて、こうした、詐欺の被害を防ぐため、各種広報媒体を通して、「SNSやマッチングアプリで知り合った者との人間関係を安易に信用しない」「『必ず儲かる』という投資話を持ち掛けられたら、『詐欺』だと疑う」などの広報啓発を行うとともに、金融機関の口座を通して被害金のやりとりが行われることから、金融機関に対して、口座凍結を依頼するなどして、被害の抑止及びSNS利用詐欺グループ検挙のための諸対策を講じています。
- SNS利用詐欺については、長期間に亘り、被害者の方を欺罔し、複数回に亘って多額の金銭を要求し、その詐取金を暗号資産に変換させ隠匿を図っている犯罪グループが増加している状況が伺えます。

また、これらの犯罪グループは、匿名・流動型犯罪グループが加担していることも伺えます。

被害件数や被害金額が増加傾向にあるなか、被疑者グループが手口を巧妙に変遷させていることから、被害認知時に迅速・多角的な捜査を行えるよう、SNS利用詐欺捜査を専門に行う警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（刑事局）

【県関係課】警察本部捜査第二課

(2) 児童虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に的確に対応するための体制の整備

【提案・要望事項】

児童虐待、ストーカー・DV事案などの人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するための警察官を増員すること。

【現状・課題】

- 全国的に痛ましい児童虐待事件が発生している状況を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等が決定されたほか、令和元年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の成立、令和5年12月に、刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行され、司法面接時において記録した媒体について一定の要件のもと、証拠能力が認められることになるなど、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められています。

なお、本県における令和5年の児童虐待の認知件数は、前年比139件増の810件で過去最高となった令和2年（970件）に並ぶ高水準となっています。
- 児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴があります。こうしたことから、警察には、児童虐待が疑われる事案を認知した際に犯罪の捜査だけでなく、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応が求められます。
- また、ストーカー・DV事案は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい傾向にあります。さらに、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものも多く、加害者が検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれもあります。こうしたことから、この種事案では、認知の段階から、被害者等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等の組織的対応が求められます。
- これら人身安全関連事案において、被害関係者の安全確保を最優先とした捜査、調査等の対応を迅速かつ的確に行うため、警察官を増員して、より一層の体制の充実を図ることが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局、刑事局）

【県関係課】警察本部企画課、人身安全・少年課、捜査第一課

(3) 犯罪防止対策の推進に向けた体制の整備

【提案・要望事項】

県民の身近な犯罪や増加傾向にある犯罪の防止対策をより一層推進するための警察官を増員すること。

【現状・課題】

- 本県における令和5年中の刑法犯認知件数は、5,761件と前年比38.1%増加し、住宅対象侵入盗や自転車盗、車上狙いや高齢者を狙った特殊詐欺など、県民に身近な犯罪が大幅に増加しており、治安情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。
- また、通学路等において子供が被害者となる凶悪事件を防止するため、行政機関、地域住民・団体等と連携し、官民一体となった各種未然防止対策を強化する必要があります。
- このような県民に不安を生じさせる身近な犯罪等を防止するためには、犯罪発生の特徴や実態をより緻密に調査・分析し、これを犯罪の抑止と検挙に結び付けていくことが必要であり、また、地域における犯罪の発生状況や特殊詐欺の最新の手口、対処策等の緊急性の高い防犯情報を電子メールや香川県警察のホームページのほかSNS等のあらゆる広報媒体を利用してタイムリーに発信し、情報に接した地域住民等が、自ら防犯対策を講じる契機となるよう、具体的かつ訴求力のある形で提供することが重要です。
- こうした犯罪防止対策を戦略的かつ効率的に行うためには、より一層の組織体制の充実を図るとともに、犯罪発生実態の調査・分析等に従事する警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、生活安全局）

【県関係課】警察本部企画課、生活安全企画課

(4) 来日外国人犯罪対策のより一層の推進に向けた体制の整備

【提案・要望事項】

来日外国人犯罪対策に専従する警察官（国際捜査官）を増員すること。

【現状・課題】

- 令和5年6月末現在における全国の在留外国人数は、322万3,858人で前年同期に比べ約26万人増加し、本県においても、1万6,319人で前年同期に比べ約2,000人増加し、ともに過去最高を更新しています。
- 本県の来日外国人犯罪による刑法犯の検挙人員は、令和4年に減少したものの増加傾向にあり、令和5年は、台湾人犯罪組織による特殊詐欺事件等を検挙しています。
来日外国人犯罪は、SNSを通じてメンバーを募って犯行に及び、他人名義の犯行ツールを使用することや、犯罪収益を追跡困難な暗号資産に転化してマネー・ローンダリングするなど、これまで以上に組織化、広域化、巧妙化しており、その犯罪特性から、犯罪組織の実態解明にかかる情報収集、捜査及び取締りが長期かつ広域にわたる特徴があり、高い専門的知識を有し、来日外国人犯罪対策に精通する複数の捜査員が必要となっています。
- 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことを受け、外国人の人流も大幅に増加しており、それに伴い、外国人犯罪が増加することは明らかであり、これに対応するためには、通訳需要が増加している言語の通訳官や専門的知識を有する捜査員を育成するほか、来日外国人犯罪対策を戦略的かつ効率的に行うため、専従の体制を充実し、県内の国際犯罪組織の動向把握、犯罪発生実態の調査・分析を一元化して、全国警察及び出入国管理庁、税関等の関係機関等と連携した捜査と水際対策を展開する必要があります。
- このような対策を強力に推進するためには、一人でも多くの通訳官や専門的知識を有する捜査員等を育成するとともに、来日外国人犯罪対策に精通する国際捜査官の専従体制を強化する必要があるため、警察官の増員が必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、組織犯罪対策部）

【県関係課】警察本部企画課、刑事企画課

(5) 外国人運転者対策の推進に向けた体制の整備

【提案・要望事項】

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、迅速かつ的確な外国人運転者対策を推進するための警察官を増員すること。

【現状・課題】

- 外国人が日本で自動車の運転を行う方法のひとつとして、母国の運転免許証を基に免許試験の一部が免除され、日本の運転免許証を取得できる、いわゆる「外免切替」があります。「外免切替」は、道路交通法等により定められた制度であり、条件を含め、その手続については全国統一の実施要領に基づき実施することとされていることから、本県においてもこれに従って実施しています。
- 令和5年中の本県の外免切替の申請者数は486人で、コロナ禍前の令和元年の3.4倍となり、年々事務負担が大きくなっています。
また、令和5年12月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年（令和32年）の日本の人口は約1億468.6万人で、2020年の人口（約1億2614.6万人）から約17%減少、特に、全国699の市町村の15～64歳の生産年齢人口は、2020年の半数未満にまで減少すると予想されています。
そのため、令和6年2月9日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応」が決定され、「現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設する」等といった方針が示されました。また、政府は、令和6年3月29日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」を一部変更し、外国人労働者を中長期的に受け入れる特定技能制度に、運転免許証と直結する自動車運送業務が新たに追加されることから、外免切替の申請が急激に増加すると考えられます。
- 迅速かつ的確な外国人運転者対策（外免切替）を推進するため、警察官を増員して体制を強化することが必要です。

【所管府省】警察庁（長官官房、交通局）

【県関係課】警察本部企画課、運転免許課

(6) 高齢者講習の受講者の増加に対応するための体制の整備

【提案・要望事項】

確実かつ円滑な高齢運転者対策を推進するための警察官を増員すること。

【現状・課題】

- 本県の人口は、平成 11 年の約 103 万人をピークに毎年減少し、令和 4 年に約 91 万人（65 歳以上の高齢者約 30 万人）となりました。
令和 5 年 12 月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した 2040 年（令和 22 年）の本県の人口は約 80 万人まで減少する一方、65 歳以上の高齢者は約 30 万人と予想されており、今後、人口に占める高齢者の割合が急激に増加することが明らかです。
- 依然として、高齢運転者による重大な交通事故が全国的に発生していることを受けて道路交通法が改正され、高齢運転者の安全運転対策として、「高齢者講習」、「認知機能検査」、「運転技能検査」等が実施されている中、本県では、今後 30 年以上にわたって高齢者講習の新規対象者となる 70 歳以上の高齢運転者が毎年 1 万人を超えるため、高齢運転者対策の重要度が更に高まります。
- 高齢運転者対策を確実かつ円滑に推進するためには、警察官を増員して体制を強化することが必要です。

【所管府省】警察庁（交通局）

【県関係課】警察本部企画課、運転免許課

(7) 外事関連事件に的確に対応するための体制の整備

【提案・要望事項】

増加傾向にある外事関連事件に迅速かつ的確に対応するため、同業務に専従する警察官を増員すること。

【現状・課題】

- コロナ禍における我が国への来日外国人数は、約 20 万人（令和 3 年）であったところ、昨年（令和 5 年）は約 2500 万人と急増しており、コロナ禍前の 8 割までの回復を見せております。
こうした中、我が国における不法残留者数は、令和 5 年 7 月 1 日現在で 7 万 9,101 人と、高水準で高止まりしております。
これら不法滞在者は犯罪等の温床となる可能性も高く、治安に重大な影響を及ぼしかねず、県内においても、外事関係事件の検挙件数も大幅に増加傾向にあるなど、予断を許さない状況が続いております。
- 加えて近年、懸念国による我が国の政治、経済、防衛等に対する諸工作、いわゆる対日有害活動が活発化しているほか、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出や産業スパイ事案の発生など、経済安全保障の面からも、徹底した実態解明・取り締まりが求められているところであります。
- これら違法行為を看過せず、迅速かつ的確に事案に対処するためにも、より一層の組織体制の充実・強化とともに、外事関連事件の捜査に専従する警察官の増員が必要です。

【所管府省】 警察庁（長官官房、警備局）

【県関係課】 警察本部企画課、外事課

(8) 科学捜査力のより一層の強化

【提案・要望事項】

客観証拠の重要性が高まるなか、増加かつ多様化する鑑定需要に迅速・的確に対応するため、高度な鑑定資機材への更新整備を図ること。

【現状・課題】

- 裁判員裁判の導入等により、捜査・公判において客観証拠の重要性が高まるなか、犯罪現場やその周辺に残された資料を的確に収集・確保し、捜査により得られた資料を科学的に分析することで犯人を特定し、あるいは犯行状況を解明することが必要不可欠となっています。
- 高い精度で個人を識別し、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪にも活用されているDNA型鑑定、覚醒剤、大麻等の薬物犯罪捜査のほか、犯罪死の見逃し防止に不可欠となっている薬毒物鑑定、防犯カメラ等で撮影された人物と被疑者の顔を照合し、個人を識別する顔画像鑑定等、科学鑑定は多種多様ですが、今後もさらに需要が高まることが見込まれます。
- 鑑定資機材のなかには、経年劣化により、感度、精度及び処理能力が低下しているものも多くなっており、現有の資機材を継続して使用した場合には、将来的に鑑定の信頼性が損なわれ、捜査・公判に重大な支障を来すことが危惧されます。
- 鑑定資機材については、日々の技術の発展により性能の向上が図られておりますが、高度化した科学技術を用いた鑑定資機材及び鑑定効率を高めることのできる鑑定資機材を整備し、今後も増加が予想される鑑定需要に迅速・的確に対応できる態勢を整備することが必要です。

【所管府省】警察庁（刑事局）

【県関係課】警察本部科学捜査研究所

(9) 機動隊施設の整備

【提案・要望事項】

大規模災害発生時等に使用する車両・装備資器材を適正に保管・管理可能な車庫・倉庫の整備をすること。

【現状・課題】

- 毎年のように全国各地で、地震、台風、集中豪雨等による災害が発生しており、特に、甚大な被害が想定される南海トラフ地震については、今後 30 年以内に 70～80 パーセントの高い確率で発生することが予想されています。
このような状況のなか、本県機動隊には、16 都道府県に設置されている「広域緊急援助隊特別救助班」が置かれ、全国的な運用により極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において活動を行っており、その重要性は年々増大しているところです。
- 平成 17 年に本県機動隊に「広域緊急援助隊特別救助班」が設置されて以降は、特殊車両や装備資器材が次々に配備され、現在、車庫・倉庫の収容可能台数・容量を超えて適正な保管・管理が困難な状態となっています。
そのため、車庫内での保管が困難な車両は、グラウンドに露天状態で駐車していることから車体の劣化を早めており、また、倉庫内での保管が困難な装備資器材は、車庫の通路等に保管しなければならないこともあり、非常に煩雑な状態になっています。
こうした状況は、グラウンドでの部隊訓練のほか、即応が求められる現場出動にも少なからず影響を及ぼしており、早急に車両・装備資器材を適正に保管・管理可能な車庫・倉庫の整備を行う必要があります。
- 現状では、機動隊の敷地内に新たな車庫・倉庫を建設することは広さの問題等もあり困難であることから、車両・装備資器材の保安面や利便性等を考慮したうえで、国有地や県有地等を確保し、車庫・倉庫を建設する必要があります。

【所管府省】 警察庁（警備局）

【県関係課】 警察本部警備部機動隊

25 児童福祉の推進について

【提案・要望事項】

① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策の強化に向け、児童相談所及び市町村の体制強化、保護者指導等が行える児童福祉司等の専門的人材の確保や育成、一時保護所の充実等の機能強化に向けた財政支援を充実させること。医師、弁護士等の専門職について、国の責任において十分な確保対策を講じるとともに、配置にかかる財政支援を充実させること。

また、切れ目のない相談・支援体制を確保するため、全国の児童相談所などで共通して活用でき、実効性を有するアセスメントツールの開発など、自治体をまたがる児童虐待事案に確実に対応できる仕組みづくりを一層進めること。

② 社会的養育体制の充実

施設等への措置費、一時保護委託費にかかる財政支援を充実させ、社会的養育体制の充実を図ること。特に、施設等に入所している児童に対して、通塾機会等を提供し、学ぶ意欲を後押しするため、財政支援の充実を図ること。

あわせて、虐待を理由とした施設入所措置にかかる児童措置扶養義務者負担金について、減免制度の創設に向けて検討すること。

③ 児童福祉法等の一部を改正する法律への対応

改正児童福祉法における、一時保護時の司法審査制度の施行に当たっては、児童相談所において必要となる事務作業の時間や標準的な人員体制を具体的に示すとともに、試行運用を踏まえた対応マニュアルの確定を速やかに行うこと。

また、地方公共団体が新たに行うこととなる事務に要する経費については、十分な地方財政措置を講じること。

【現状・課題】

① 児童虐待防止対策の強化

- 児童相談所における児童福祉司等の配置については、地方交付税措置の改善がなされているものの、児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移するとともに、対応困難な事案が増加しており、一層の体制強化及び専門性強化に向けた保護者指導等が行える人材の育成や、一時保護所の充実をはじめとした児童相談所の機能強化のための支援策の検討及び財政措置を含めた環境整備が求められます。

- また、令和4年改正児童福祉法により、すべての市町村は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、これらを一体的に運営する「こども家庭センター」の設置が求められており、市町村職員の専門性向上のための支援や、人員確保の

ための継続的な財政支援が必要となっています。

- さらに、自治体をまたがる転居を伴う児童虐待事案については、全国的に共通の認識のもとで、確実に対応する必要性があることから、児童相談所と関係機関の間でリスク評価の統一に活用でき、実効性を有するアセスメントツールの開発、虐待対応にかかる判断基準の作成などの環境整備が必要です。
- 児童相談所への医師及び弁護士の配置については、地方によっては偏在が大きく、虐待等に精通した人材の確保が困難であることから、非常勤や兼務による配置を認めるなど、地域の実情に沿ったものとするとともに、国の責任において、十分な確保対策及び財政措置を講じることが必要です。

② 社会的養育体制の充実

- 児童虐待への対応強化に伴い、一時保護や施設入所措置、里親委託等の必要な児童の増加が見込まれることから、社会的養育体制の充実に向け、児童入所施設措置費について、一層の財政措置の充実が求められます。
- 施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもの通塾費用は、中学生が公費で全額助成されるのに対し、高校生は一人当たり月2万円（高校3年生は2万5千円）までに限られています。高校生の通塾では、施設や里親の負担により賄われているケースもあることから、希望する児童が気兼ねなく通塾できるよう支援の充実が必要です。
- また、虐待を否定する保護者から施設入所措置の同意を得ることは困難を極めますが、児童措置費扶養義務者負担金が問題を一層複雑にしている現状があり、虐待を受けた児童の施設入所措置や家族再統合に向けた支援をスムーズに行うため、国において負担金の減免制度を検討する必要があります。

③ 児童福祉法等の一部を改正する法律への対応

- 改正児童福祉法により令和7年6月から施行される一時保護時の司法審査制度の導入に当たっては、児童相談所において多くの新たな事務が発生することとなります。円滑な施行のためには、必要となる事務作業の時間や標準的な人員体制を具体的に把握し、試行運用における課題等を踏まえたうえで、地方公共団体における体制整備を行う必要があります。
- また、地方公共団体が行うこととなる新たな事務について、人員体制に要する経費を含め、所要額を適切に見込んだうえで、十分な地方財政措置を講じる必要があります。

【所管府省】 こども家庭庁（支援局）

【県関係課】 子ども家庭課

26 過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保について

【提案・要望事項】

過疎地域の住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額を確保すること。

本県においては、近年、県内市町からの要望が増加していることから、地域の実情を踏まえた配分とすること。

【現状・課題】

- 過疎・辺地地域では、人口減少や高齢化が一段と進行しており、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面するなかにあつて、人口減少に歯止めをかけ、大都市から地方へ人を分散させるには、過疎・辺地地域が活力と魅力あふれる地域として維持されていくことが必要です。
- より一層の地方創生の推進や公共施設等の老朽化に対応し、集約化、複合化、長寿命化など公共施設等の適正管理の積極的な推進が求められるなか、本県の過疎・辺地地域においては、近年、統廃合に伴う学校等教育文化施設の整備などが集中し、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額が増加しています。
- さらに、合併市町においては、合併特例事業終了後も、引き続き、過疎化が進む周辺部の振興対策を住民から強く求められていることから、今後、過疎対策事業債や辺地対策事業債の要望額は、より一層増加することが見込まれています。
- 加えて、社会問題となっている建築コストの高騰など地方の公共工事にとって厳しい情勢が続くことが予想され、市町は厳しい財政状況に追い込まれています。
- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の制定に伴い、一部過疎地域が増加するとともに、卒業団体についても6年間の経過措置が講じられることとされ、要望額の増加が見込まれます。

【所管府省】 総務省（自治財政局）

【県関係課】 自治振興課

27 個人事業税の課税の仕組みの見直しについて

【提案・要望事項】

個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保するため、課税対象事業の見直しや、現行の課税対象事業の定義を具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討すること。

【現状・課題】

- 個人事業税の課税対象事業は、地方税法及び同施行令に 70 業種が限定列挙されています。近年、事業形態が著しく多様化していますが、平成 19 年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていません。そのため、事業税の対象となる十分な事業性が認められるにもかかわらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種があります。また、個人の就業形態が多様化・複雑化するなかで、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもあることから、本県においても賦課決定処分に対する行政不服審査が請求される事例が発生しています。
- デジタル技術の活用等により、これまでと異なる新しい生活様式が普及し、働き方の多様化が進んでいることから、短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態が拡大し、既存の枠にとらわれない仕事の請け負い方や働き方に従事する人が増加しており、「事業性」について、法と実態の乖離が拡大する懸念があります。
そのため、課税対象事業について、早急に、時代に即した見直しが図られるべきと考えます。
- 個人事業税の課税に当たって、多様化する事業形態に対応して、納税者間の課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、課税対象事業の限定列挙方式の見直しや、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」に示されている現行の課税対象事業の定義をさらに具体的に示すことなど、課税の仕組みを再検討する必要があります。

【所管府省】 総務省（自治税務局）

【県関係課】 総務部 税務課

【提案・要望事項】

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、国においては積極的な人権教育・啓発を推進するとともに、地方が積極的に施策展開を行えるよう、必要な財政上の措置を講じること。
- ② 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権侵害による被害の救済を図るため、有効性のある人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分聞いたうえで、早期制定に努めること。
- ③ 同和問題については、インターネット等を利用した差別行為や戸籍謄本等の不正取得など部落差別につながる行為の発生防止を図るため、以下の措置を講じること。
 - ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すこと。
 - ・ 戸籍謄本等の不正取得防止のため、第三者による取得に関する規制強化を含めた実効性のある対策を講じること。
 - ・ 人権擁護機関が実施している人権侵害につながるインターネット上の書き込みの削除要請を着実に実施すること。
- ④ とりわけ、インターネット等を利用した差別行為については、今国会で、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の改正法が成立し、大規模プラットフォーム事業者に対し、侵害情報の流通に関する規律が強化されることから、策定が義務付けられる削除指針等に部落差別（同和問題）が明確に位置付けられるよう、今後整備される総務省令等において削除すべき情報として明示するなど、実効性のある措置を講じること。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」においても、インターネット上の同和地区に関する識別情報を削除すべき侵害情報として法的に根拠づけること。
- ⑤ 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

【現状・課題】

- 国では、人権教育・啓発の事業については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する

法律」に基づき、平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。本県でも、平成 15 年 12 月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に努めていますが、法務省の啓発委託費が削減されてきており、十分な啓発が難しくなっています。

○ 国での法制定の動きとしては、人権救済制度の確立を目指した人権擁護法案が平成 14 年に国会に提出されましたが、廃案となっています。その後、平成 24 年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、国会の解散により廃案になりました。

○ 県においては、有効性のある人権救済に関する法律の必要性を認め、平成 13 年度からこれまで国に対して要望しています。

また、県議会では、平成 17 年 3 月、「人権擁護に関する法律」の早期制定を求める意見書を内閣総理大臣に提出しています。一方、平成 22 年 2 月議会においては、人権救済に関する法律の制定について、国民の幅広い議論を喚起するとともに、地方の意見を十分聞くなど、慎重な対応を求める意見書を採択しました。

○ 最近では公然と特定の地域を被差別部落であると摘示するなどの不当な差別的取り扱いを助長する行為が発生しています。

こうした部落差別につながる行為の発生を防止するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」などに基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、相談体制、教育及び啓発、部落差別の実態にかかる調査などについて、法解釈のガイドラインなど、国としての考え方を示すとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じることが必要です。

○ 平成 19 年の戸籍法等の改正により、戸籍謄本等の不正取得に対する罰則の強化等がなされたにもかかわらず、委任状の偽造等により戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しているため、司法書士・行政書士等をはじめとする国家資格の士業の関係団体への指導、人権教育の徹底、不正取得者に対する厳罰化など、より一層の対策を講じることが必要です。

○ 平成 13 年に制定された、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」いわゆるプロバイダ責任制限法に関しては、同法ガイドライン等検討協議会によるガイドラインの改正により、平成 16 年から人権侵害の被害者本人が削除要請することが困難なときに、法務省の人権擁護機関がプロバイダに削除要請した場合の対応方針が明記されました。

しかしながら、インターネットの匿名掲示板には、差別語などを使用し不特定多数の者を侮蔑するような差別書き込みが後を絶ちません。なかでも、同和地区の所在地であ

るとする地名等や写真画像の情報を掲載する特定のウェブサイトが大きな問題となっています。

人権擁護機関が実施している人権侵害につながる書き込みの削除要請について、被害者が特定できる場合だけでなく、不特定多数の者に対する書き込みについても、着実に実施することが必要です。

- 今国会で、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除手続の迅速化と実施状況の透明化を義務付ける改正プロバイダ責任制限法が成立しました。大規模プラットフォーム事業者が策定する削除指針等に部落差別（同和問題）が確実に位置付けられるよう、今後、整備される総務省令等において、削除すべき情報として明示するなど、実効性のある対応が必要です。

さらに、法改正の効果等を見極めつつ、規律対象の範囲を段階的に小規模事業者に拡大するなど、法整備の一層の充実・強化も必要です。

- また、大規模プラットフォーム事業者の中には、県の削除要請に対し、憲法の表現の自由を尊重する立場から、任意の削除要請に応じる法的義務はないと回答している事業者も見受けられることから、「部落差別の解消の推進に関する法律」においても、インターネット上の同和地区に関する識別情報を削除すべき不当な情報として法的に根拠づけることが必要です。
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、地方自治体が国との適切な役割分担を踏まえて必要な取組を行うことができるよう、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等の取組を推進するとともに、法律の趣旨を踏まえ、実効性のある対策を講じる必要があります。

【所管府省】法務省（人権擁護局）、総務省（自治行政局、総合通信基盤局）

【県関係課】人権・同和政策課、総務学事課、国際課

【提案・要望事項】

① 「イノベーション・commons（共創拠点）」の更なる展開について

地方の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）が、地域の多様な主体とともに地域の課題を解決し新たな価値を創出する、イノベーション・commons（共創拠点）として機能し、時代の変化に応じた更なる展開を図っていくことができるよう、地域連携プラットフォームなどの共創の枠組みの円滑な運営、更なる展開に対し、人的・財政的な支援の充実を図ること。

また、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化を図るとともに、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援を行うこと。

さらに、国公立、私立を問わず、大学等がイノベーション・commonsとしての機能を発揮できるよう、老朽化対策を含む大学等施設の整備充実、機能強化を図るために必要な財政支援を行うこと。

② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について

大学等が地方創生に資する大学等を目指して改革を進め、それぞれの魅力を最大限に発揮できるよう、大学等への各種補助金・交付金等について、地域発展に貢献する大学等への交付額を拡充するなど、財政支援の充実・強化を図ること。

③ 専門職大学の認知度向上と財政支援について

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学について、その質の確保や国民、企業等への認知度向上を図るとともに、県内初の専門職大学として令和3年度に開学した「せとうち観光専門職短期大学」が、観光業界の人材不足や一層多様化する観光ニーズへの対応など、本県観光の中核を担う専門人材の育成という役割を担っていけるよう、運営に必要な財政支援を行うこと。

【現状・課題】

① 「イノベーション・commons（共創拠点）」の更なる展開について

- 大学等は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材育成や産業振興に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っています。

一方で地域の課題は、非常に複雑で困難なものが多く、絶えず変化しており、地域の多様な主体が課題認識を共有し、地域社会の維持・発展に向けて議論と実践を行う「イノベーション・commons（共創拠点）」として大学等が機能し、時代の変化に応じ

た、更なる展開を図っていく必要があります。

- そうしたなか、本県では、令和4年3月に、地域を支える人材の育成や定着、地域課題の解決に向けた議論と実践を行う産学官連携の枠組みである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を設立し、様々な取組を実践しております。

今後、「大学・地域共創プラットフォーム香川」の地域を中心とした産学官連携の枠組みの円滑な運営が行えるよう、人的・財政的支援を充実させるとともに、多様な主体との連携を円滑に進める大学等職員の育成・確保など、大学等の体制の強化、共創の枠組みを通じた具体的な取組の実践に対する支援が必要です。

- また、「知の拠点」である大学等がイノベーション・コモンズとしての機能を発揮するには、老朽化が著しい総合教育・研究棟などの教育研究施設の整備充実、機能強化が急務となっています。

大学等が、デジタル化の加速度的進展への対応やカーボンニュートラルの実現などの新しい社会的要請にも応え、一層の地方創生の実現に寄与していけるよう、老朽化に対応した施設改修による安全性の確保や時代の変化に対応した施設の整備充実・機能強化等教育研究環境の充実を図るための継続的な財政支援が必要です。

② 魅力ある大学等の実現に向けた支援の充実・強化について

- 本県の大学進学者の8割以上が県外大学に進学しており、本県における人口構成割合は、特に20歳代で全国平均を大きく下回っています。若者の県外流出に歯止めをかけるため、県の総合計画である『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画において「魅力ある大学づくり」を位置づけ、県内大学等の充実強化、連携強化を図る取組を行っています。

- 地方大学等は、地域の知の拠点として地域を支える優秀な人材を多数輩出するとともに、様々な分野で地域の活性化に貢献していますが、デジタル化が急激に進むなか、地方への人の流れを促進し、一層の地域活性化を図るため、大学等における改革を進め、それぞれの魅力を高めながら、若者の地元定着など、地域の課題解決や地域発展に積極的に取り組んでいます。そうしたなか、地方大学においては、物価・光熱水費高騰への対応や職員の処遇改善による人件費増など、極めて厳しい財政状況に直面しており、地方大学等に対して、国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金、国立高等専門学校運営費交付金等の拡充など、一層強力な財政支援の充実・強化が必要です。

③ 専門職大学の認知度向上と財政支援について

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学が地方に設置されることは、県内大学の入学定員の増加や若者の県内定着につながるとともに、高度な専門技能や実践力を兼ね備えた質の高い専門職業人の供給による地域の産業競争力の強

化や活力の増進に資するものと考えます。

専門職大学が若者や社会人から選ばれるものとなるためには、その質の確保と国民や企業等への認知度向上を図る必要があります。

- 本県では、県内初の専門職大学として、観光振興の専門人材の育成を目指す「せとうち観光専門職短期大学」が令和3年4月に開学しましたが、当初入学定員80名に対し、入学者は令和3年度16名、令和4年度12名、令和5年度16名にとどまり、定員を40名に減少するなど、大変厳しい状況にあります。

労働者の高齢化や人材不足の深刻化に加え、観光に対するニーズが多様化するなか、変化に対応でき実践力のある観光振興の専門人材の育成に向けて、専門職大学が役割を担っていくためには、地方においても運営が可能となる十分な財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（文教施設企画・防災部、高等教育局）

【県関係課】 地域活力推進課

30 学校教育の充実について

(1) 不登校等への対策

【提案・要望事項】

- ① 不登校の未然防止や再登校後のフォローアップを図るため、専任の加配教員やスクールカウンセラー等の配置にかかる財源を確保するなど、校内教育支援センターの設置や別室登校の児童生徒に対する支援体制等を充実させること。
- ② 児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、国が一元化して構築し、通年実施すること。

【現状・課題】

① 別室登校児童生徒に対する支援体制等の充実

- 不登校児童生徒数は増加し続け、全国的にも生徒指導上の喫緊の課題となっています。本県においては、令和4年度調査において、90日以上欠席している児童生徒は、小学校が301名で不登校児童数の53.9%、中学校が765人で不登校生徒数の59.6%となっています。不登校になると半数以上が長期欠席となることから、不登校になる前の未然の取組が必要です。
- 令和5年度の本県の調査では、教室に入りにくい別室登校の児童生徒を抱える学校は、小学校で79.1%、中学校で90.1%であり、不登校児童生徒数とあわせて多くの学校が、別室登校児童生徒の対応に当たっています。別室登校は、教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また、一旦不登校となったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として重要な役割を果たしています。
- 学校現場では、空き教室を利用して教員や養護教諭が本来業務に加え対応に当たっていますが、増加する別室登校児童生徒の学習機会を保障し安心して過ごせるよう、専任の加配教員、スクールカウンセラー等の配置などの体制強化を図る必要があります。
- また、小・中学校における別室登校児童生徒に対する個別最適な学習機会の確保に向け、学校規模の大小に関わらず、専任の加配教員の配置を行うとともに、補助率のかさ上げや地方交付税措置を拡充し、課題や困難に直面する子どもを安定的に支援するためのスクールカウンセラーをより多く配置する必要があります。

② 国の一元化によるSNS教育相談体制の構築

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対して多様な相談窓口の選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する必要があります。
- 本県では、電話、メール、FAX及び面談による教育相談を実施しておりますが、若年層のコミュニケーション手段として定着しているSNSを活用した教育相談体制を構築し、定着させることは、全国的にも喫緊の課題です。
- こうしたなか、本県は、令和元年度、3年度と国の調査研究に参画し、SNS相談に一定のニーズがあることや相談内容、相談が多い期間や時間などを把握したところ
です。
- 一方で、こうしたSNSを活用した相談体制については、システム維持費や人件費
など、多額の費用を要するとともに、SNS相談に関する専門知識やスキルを備えた
相談員の確保が必要であり、県単独による通年での実施は困難な状況です。
- こうしたことから、児童生徒を対象としたSNS教育相談体制については、広域に
よるスケールメリットを活用し、費用面の縮減や、相談員の継続的な確保及び育成を
図るため、国において一元化して構築し、通年で実施することを要望します。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課

(2) 教育の情報化・教育DXの推進

【提案・要望事項】

- ① GIGAスクール構想の実現に向け、現状に合わせた新たなICT環境整備方針を早期策定するとともに、必要な財源を確保すること。
- ② GIGAスクール運営支援センターの継続とより一層の機能強化のための財政支援を行うこと。
- ③ デジタル教科書についても紙の教科書と同様に無償とするとともに、デジタル教材や関連するソフトウェア等を導入するための財政支援を講じること。
- ④ 次世代の校務DXを推進するにあたって、導入モデルの提示やアドバイザー等の伴走支援を行うとともに、必要な財政支援を講じること。

【現状・課題】

- ① 現状に合わせた新たなICT環境整備方針の早期策定と必要な財源の確保
 - 学校設置者が中長期的なICT環境整備の方針と財政運営の見通しを立てるためには、現行の「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」に代わる方針を早期に策定する必要があります。
 - その際、現行の地方財政措置を維持するほか、現行の方針が平成29年に策定されたものであり、当時と現在では学校を取り巻く状況や技術動向等が大きく変わっていること、また、児童生徒1人1台端末の配備や校務DXの推進など学校におけるICTの本格的な活用が始まったこと等を鑑み、当初の想定を超えて必要となっている経費等についても現状に合わせて措置を拡充する必要があります。
 - 例えば、ICT機器の保守管理等に要する経費、学習活動を充実させるために通常必要となるソフトウェア等の導入・維持経費、文部科学省の推奨帯域を満たすための学校のネットワーク増強に係る経費、端末持ち帰り時の家庭における通信等費用（Wi-Fi環境がない家庭を想定）、ICT支援員の増員配置等について、十分な財源を確保することが必要です。
 - また、高等学校における生徒1人1台端末の整備については、全国的に見ても公費負担もしくは保護者負担と整備手法が様々であり、整備手法によらない財政措置が必要です。

② G I G Aスクール運営支援センターの継続と機能強化のための財政支援

- 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（G I G Aスクール運営支援センター整備事業）については、令和6年度までの時限事業となっていますが、G I G Aスクール構想の実現のためには恒久的な財源措置が必要です。特に今後、端末活用が日常化し、校務D Xが定着するフェーズにおいては、アカウントの管理や高度な情報セキュリティ対策などの技術的事項について一手に担うセンターの重要性がさらに高まることから、財政支援の継続とより一層の機能強化が必要です。

③ デジタル教科書の無償化とデジタル教材や関連ソフトウェア等の財政支援

- デジタル教科書については、令和6年度より、小学校第5学年から中学校第3学年を対象として英語科において無償で導入されています。今後、他教科においても段階的に導入される予定ですが、教科書は、児童生徒の学習活動の根幹であり、今後導入する全てのデジタル教科書について紙の教科書と同様に無償給与にすべきと考えます。
- また、デジタル教科書の恩恵を最大限享受するためには、デジタル教材や関連するソフトウェア等を導入するための財政支援も必要です。

④ 校務D Xを推進するための伴走支援や必要な財政支援

- 文部科学省が求める、ロケーションフリーで校務系・学習系システムへ接続可能な環境の整備等には、実証事業を通じたモデル例の提示だけではなく、各学校設置者等の実情に応じた制度設計にかかる専門家の助言等が不可欠です。
- また、それに伴い、学校設置者や学校に求められるセキュリティ対策は高度化し、より重要性を増しており、クラウド基盤の構築やその維持・増強等には多額の経費がかかることが見込まれるため、学校設置者への財政支援が不可欠です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

(3) 魅力ある県立高校づくりの推進

【提案・要望事項】

- ① 新たな時代を支える人材の育成に向け、探究的な学びを進めていくための、さらなる教員の配置等にかかる財政支援の拡充を図ること。
- ② 最先端の職業人材を目指すマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）については、地域の実情に応じた効果的な取組ができるよう内容の弾力化を図ること。
- ③ デジタル人材育成を支援するDXハイスクール（高等学校DX加速化推進事業）については、中長期的な事業とするとともに、申請要件の緩和や都道府県基礎枠を拡充すること。

【現状・課題】

- 生徒が予測不可能な未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付け、地域への理解や課題意識を持ち、その地域ならではの新しい価値を創造することなどを通して、新たな時代を支える人材となるよう育成することは、これからの教育の充実の方向性であるとともに、地方創生の面からも、今後ますます重要となります。
- 高校を取り巻く社会の構造変化や急速に進む教育DX等により高校教育は日々大きく変化しており、ICTやAI技術等のデジタル教材を活用した学習方法による学びの変革が求められるなど、県立高校の在り方については、大きな転換期を迎えようとしています。このため本県においては、すべての県立高校において地元自治体や大学、企業等との連携・協働を通して、生徒が主体的に地域の課題に取り組む探究的な学びの推進に努めており、さらに充実を図っていく必要があると考えています。

また、次世代の地域産業を支える人材育成の場として大きな役割を担う専門高校（専門学科）の教育の充実による、その魅力向上が課題の一つとなっています。
- 今後、すべての県立高校において学校の伝統や地域の資源を生かして特色ある教育活動を推進する上において、高校と地域の連携協力体制の整備を図り、探究的な学びを進めていくためのさらなる教員の配置やコーディネーターの任用等にかかる支援事業の充実を要望します。
- また、各校の取組が有機的に関わり合い、多様な専門学科を有する県立高校の魅力をさらに推進していくために、地域の産業界等との連携・協働を通して職業教育の推進を図り、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を目指すマイスター・ハイスクールにおいては、令和6年度から、「先進的取組型」と「連携体制強化型」の2つの実践モデルの取組となったものの、産業界と専門高校をつなぐ役割である産学

連携コーディネーターの人選や育成、自治体の体制構築、教職員等の負担増等が課題であり、内容の弾力化（企業等の技術者・研究者等を外部講師として定期的に活用する、外部人材を派遣・斡旋する等）や教員の加配を図る必要があります。

- さらに、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成のために、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びの強化を図ることを目的としたDXハイスクールにおいては、情報Ⅱ等の開設やその履修割合の要件を満たすことができず、申請を断念した学校が多いことから、地域によって創意工夫ができるよう指定要件の緩和と都道府県ごとの学校数の基礎枠を拡充する必要があります。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課

31 特別支援教育の充実について

【提案・要望事項】

- ① 個々の障害の状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことができるよう、義務標準法等に定める特別支援学級や特別支援学校の学級編制基準を引き下げること。
- ② 障害のある子どもに対する乳幼児期から社会参加に至るまでの切れ目のない支援体制を充実させるため、幼稚園や小・中学校、高校、特別支援学校の全ての学校において、特別支援教育コーディネーターを専任で配置できるよう基礎定数化を図ること。
- ③ 通級による指導担当教員の定数措置について早期実現を図ること。あわせて、高校の特別支援教育を推進するために、教員の加配を創設するとともに、通級による指導を担当する教員の基礎定数化を図ること。
- ④ 医療的ケア児に対する人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為に従事する医療的ケア看護職員について、医療的ケア児が在籍する学校で適切な対応ができるよう、定数措置や配置にかかる補助率のかさ上げなど財政支援の拡充を図ること。
- ⑤ 小・中学校等の特別支援教育支援員の適切な人員配置を促すため、補助金の創設や地方交付税措置など財政支援の拡充を図ること。
- ⑥ 令和3年9月に公布された特別支援学校の設置基準を踏まえ、児童生徒数の増加が顕著である特別支援学校の教室不足や施設の狭隘化を解消するため、施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- ⑦ 特別支援学校における児童生徒の増加などに対応するため、スクールバスの導入経費及び運行経費（運行委託費を含む。）にかかる財政支援の拡充を図ること。

【現状・課題】

- ① 特別支援学級等の学級編制基準の引き下げ
 - 小・中学校において特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒が増加し、特別支援学校を含めた学びの場では、障害の重度化と多様化が進んでおり、個別的な対応が必要な児童生徒が増加しています。
 - 特別支援教育の理念に基づき、障害の重度・重複化や多様化に適切に対応し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな適切な指導と支援を行うためには、現在の学級編制基準による教員の配置では対応が困難になっています。

- こうしたことから、特別支援学級や特別支援学校については、義務標準法等に定める学級編制基準を引き下げ、十分な特別支援教育ができる教員の配置を行う必要があります。

② 特別支援教育コーディネーターの基礎定数化

- 幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校において、特別支援教育コーディネーターは、校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関や学校との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っているところです。特に、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、地域における特別支援教育のセンター的機能の推進役として、小・中学校等に対し、個別の指導内容や方法に関する助言や福祉、医療、労働などの関係機関との連携支援、研修支援など幅広い支援業務も担当していますが、学級担任等との兼務であるために、業務の両立が困難となっています。障害のある児童生徒へのきめ細かな支援を行うためには、学校全体として計画的、組織的に取り組むことや、乳幼児期から社会参加に至るまで切れ目のない支援を行う必要があるため、全ての学校において特別支援教育コーディネーターを専任で配置できるよう定数措置が必要です。

③ 通級による指導担当教員の定数措置、高校の特別支援教育加配の創設及び基礎定数化

- 小・中学校における通級による指導担当教員については、平成 29 年度に義務標準法を一部改正し、対象児童生徒 13 人に対し教員 1 人の割合での定数措置に向けて、令和 8 年度までの 10 年間で基礎定数化が進められているところですが、通級による指導を受ける児童生徒が予想以上に増加し、通級による指導のニーズがさらに高まっている状況の中、自校通級や巡回指導を一層促進するためには、定数措置を早期に実現する必要があります。
- また、多様な障害種や障害の程度の生徒が、高校で学ぶようになってきていることから、それらの生徒への教育的支援を充実させることが課題となっており、障害により教育上特別の支援が必要な生徒の多様なニーズに対応するため、通常の学級での特別支援教育を推進・サポートするための教員の加配が必要です。
- 高校における通級による指導は、平成 30 年度に制度化され、義務教育段階と比べ、発達障害等のある児童生徒に対する指導経験等が十分に蓄積されていないなどの課題があります。義務教育段階で特別の支援を受けていた児童生徒が高校においても円滑に支援を受けられるよう、担当教員の基礎定数化を図ることが必要です。

④ 医療的ケア看護職員の配置にかかる財政支援の拡充

- 医療的ケアが必要な児童生徒は、特別支援学校だけでなく、小・中学校においても増加しているなか、令和3年度に医療的ケア看護職員の名称と業務内容が新たに学校教育法等に規定されましたが、専門性の高い医療的ケア看護職員を確保するためには、医療的ケア看護職員の待遇の改善が大きな課題となっています。
- 医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、専門性の高い医療的ケア看護職員による医療的ケアを確実に受けられるようにするためには、看護師配置にかかる定数措置や国の補助事業の補助率かさ上げなど、さらなる財政支援の拡充が必要です。

⑤ 特別支援教育支援員の配置にかかる財政支援の拡充

- 令和4年12月に公表された国の調査結果では、通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となっており、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性が明らかになりました。
- このような児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行うために、各市町が小・中学校に配置している特別支援教育支援員は、児童生徒の学習及び生活習慣の形成や個に応じた対応等の面で成果を挙げています。
- 平成28年度から障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が義務付けされるとともに、障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されることが求められており、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育支援員の果たす役割はますます重要になっています。
- あわせて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援を図る必要があることから、公立幼稚園、小・中学校、高等学校等において特別支援教育支援員の適切な人員配置ができるよう、補助金の創設や地方交付税による財政支援を拡充する必要があります。

⑥ 特別支援学校の教室不足を解消するための財政支援の拡充

- 令和3年9月に「特別支援学校設置基準」が策定され、幼児児童生徒数に基づく障害種別ごと、学部ごとに必要な最低限の面積や、校舎に備えるべき施設などが定められました。

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴い教室不足や施設の狭隘化が生じています。令和3年9月に公布された特別支援学校設置基準を踏まえ、これらを解消するため、令和6年度までの時限的な措置とされている補助率の引き上げを恒常的な措置とするとともに、施設の新增改築等の補助単価の引き上げを要望します。

⑦ スクールバスの導入経費及び運行経費にかかる支援

- 特別支援学校においてスクールバスは、通学を保障するものとして必要不可欠なものです。近年、児童生徒の増加などに伴い、スクールバス利用希望者も増加傾向にあります。このため、一部の児童生徒にスクールバスの利用日の調整などをお願いしているほか、車内が過密になる状況が生じています。引き続き、置去防止など安全管理の徹底も含め、児童生徒がスクールバスで安全・安心な通学ができる環境を整えるために、スクールバスの導入経費及び運行経費にかかる財政支援の拡充が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局、大臣官房文教施設企画・防災部）

【県関係課】 特別支援教育課、義務教育課、高校教育課

32 スポーツの振興について

【提案・要望事項】

- ① 都道府県が行う競技力向上対策や大会誘致に対する国の支援の強化を図ること。
- ② 生活の一部としてスポーツを取り入れる「スポーツ・イン・ライフ」を推進するため、生涯にわたりスポーツに親しめるよう生涯スポーツ事業に対して支援の充実を図ること。
- ③ スポーツに触れる機会や、より良い練習環境の確保のために、老朽化対策をはじめとしたスポーツ施設の充実・機能強化に対する財政支援の拡充を図ること。

【現状・課題】

- ① 都道府県が行う競技力向上対策や大会誘致に対する国の支援の充実
 - スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与えるものです。
 - 本県では、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、優れた素質を持つ小・中学生を発掘し、育成・強化を行い日本代表へとつなぐシステムを構築してきました。パラリンピックについても、有望な選手を強化指定し、競技力向上の支援に取り組んでいます。今では、こうした取組は全国的にも実施されており、令和7年以降もこれらを継続・推進していくことが競技力向上には不可欠であると考えます。そこで本県が実施している競技力向上対策をさらに進めていくためには、優秀な指導者によるプログラムの実施や、地域格差を埋める中央競技団体との連携に対する国の財政支援が必要です。
 - また、競技力の向上を図るためには、レベルの高い試合を身近に観戦できる環境や、各競技団体が要望する新たな競技大会を開催できる環境を整える必要があります。
スポーツ基本法には、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、(略)開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。」とありますが、十分な援助があるとは言えず、大会の開催を契機として地方のスポーツ振興を充実させるためにも、大会誘致に対する国の支援を強く要望します。
- ② 生涯スポーツ事業の充実
 - 国民が生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送るためには、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整備していくことが重要です。誰もがスポー

ツに興味・関心を持ち、生涯にわたりスポーツを楽しむことができる機会を提供するため、本県では、スポーツ振興くじ助成を受け県民スポーツ・レクリエーション祭など、スポーツイベントを開催しています。今後も、多様な事業を展開していくその財源として鍵となる本助成金の拡充を要望します。

- 地域のスポーツ活動の拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」の役割は、ますます重要になっており、本県でも、学校における運動部活動の地域移行の受け皿としても大いに期待しているところです。一方、その運営は都市部と比較して指導者の確保や施設の充実など地方特有の課題も多く、令和4年度に導入された登録・認証制度では、初年度に登録を受けたクラブが、毎年の事務負担を理由に登録継続を断念する事例が散見されます。こうした事例が発生しないよう、登録を受けたクラブへの継続的なインセンティブの創設など、クラブの運営、活動支援を一層充実させるための財政支援が必要です。

③ スポーツ施設の充実・機能強化

- 本県のスポーツ施設は、供用を開始して50年以上が経過しているなど、多くの施設において、経年による老朽化が進んでいます。これらの施設を安心して利用するためには、安全性の確保を最優先に、計画的な設備の更新と必要な修繕等を行う必要があります。
- また、より快適に利用するための対応のほか、社会環境や利用者のニーズが変化していく中、求められるサービスを的確に把握し、人口減少や今後の社会経済情勢などを踏まえ、施設のあり方の検討が必要になっています。
- 厳しい地方財政の中、老朽化対策をはじめとしたスポーツ施設の整備や充実・機能強化に対するより一層の財政支援を要望します。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁）

【県関係課】 保健体育課、障害福祉課

33 文化財の保存・活用の推進について

【提案・要望事項】

各自治体が作成する「文化財保存活用地域計画」に記載された文化財の保存と活用を進めるため、

- ① 国指定文化財の修理等に対する補助の優遇措置や、登録文化財の修理事業における補助対象範囲の拡大を行うこと。
- ② 自治体指定文化財・未指定文化財の修理等に対する新たな財政支援を行うこと。
- ③ 対象となる文化財について、規制緩和や税制優遇措置を図るよう、関係省庁に働きかけること。
- ④ 過疎地域の自治会等が所有する文化財の修理等に対する地元負担を軽減するための財政支援の拡充を図ること。

【現状・課題】

- 平成31年4月に施行された改正文化財保護法による文化財の保存・活用に関する新たな枠組みを踏まえ、本県では令和2年度に文化財保存活用大綱を策定しました。本県ではこの大綱に基づき、市町に文化財保存活用地域計画の作成を促しており、令和4年12月には、小豆島町の地域計画が国の認定を受けました。今後、計画を作成した市町では、計画作成を交付条件とする文化庁の各種補助金や優遇措置を受けつつ、地域計画の記載内容に沿った具体的な事業に取り組んでいくこととなります。
- 地域計画に基づく保存・活用事業が増えることが予想されることから、文化財保護にかかる予算総額と補助率上限の拡充、採択件数の増加が必要です。特に、所有者の経済的負担が大きく、維持管理が難しい現状にかんがみ、地域計画で関連文化財群に位置付けられた国指定文化財の修理等に対する補助率加算等の優遇措置の一層の充実、また、登録文化財の修理事業における工事費等への補助対象範囲の拡大が必要です。
- 関連文化財群に位置付けられた自治体指定文化財や未指定文化財においては、便益施設設置など、活用のための整備は補助対象となりましたが、維持管理には大きな経済的負担が伴うことから、修理等についても補助対象とすることが必要です。
- 関連文化財群に位置付けられた建造物（自治体指定・未指定）について、活用の幅を

広げるために、必要に応じて国宝や重要文化財等と同様に建築基準法の自動的適用除外となるよう、また、関連文化財群に位置付けられた自治体指定の文化財、未指定文化財について、所有者の経済的負担を軽減するために、相続・贈与に伴う控除等、重要文化財等と同様に税制上の優遇措置がとられるよう、関係省庁に働きかけることを要望します。

- さらに、過疎地域の自治会等が所有する文化財を保存修理する際に必要となる地元負担金は、文化財種別によっては多額となり、個人が多額の経費を負担せざるを得ない事例も頻発していることにかんがみ、思い切った財政支援策を講じるよう要望します。

【所管府省】 文部科学省(文化庁)

【県関係課】 生涯学習・文化財課

34 全国高等学校総合文化祭の開催にかかる支援の充実について

【提案・要望事項】

文化庁活動に取り組む高校生の国内最大の祭典である全国高等学校総合文化祭が安定的かつ持続可能な形で大会が開催できるよう財政支援の拡充を図ること。

【現状・課題】

- 全国高等学校総合文化祭は、「文化部のインターハイ」とも呼ばれ、全国から約2万人の高校生に加えて、「国際交流事業」として海外の高校生も来県するなど、高校生の創造性の向上や相互交流を深める場として他に比肩しうるものがなく、また、「日本音楽部門」のように部活動によっては、この大会が唯一の全国大会となっている重要な大会です。そのため本県としても、高校生が日々取り組んできた努力の成果を発表できる好機であり、地域の文化活動の活性化にもつながる本大会を成功に導くために鋭意準備を進めているところです。
- 一方で、全国高等学校総合文化祭は、ブロック単位の複数都道府県で共同開催している全国高等学校総合体育大会と異なり、各都道府県が持ち回りで単独開催している行事であるため、開催自治体にとっての財政負担は少なくはない状況です。
- 加えて、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済の成長減速、インフレ等の影響を受け、資材の高騰等があり、自治体の財政状況は益々厳しくなっている状況です。
- 文化庁からは、これまでも大会開催に対し、一定の支援をいただいておりますが、本大会を今後も持続可能なものにしていくためには、より一層の財政支援を要望します。

【所管府省】 文部科学省（文化庁）

【県関係課】 生涯学習・文化財課、高校教育課

35 新興・再興感染症等への対応について

【提案・要望事項】

- ① 新興感染症等の発生に備え、第一種及び第二種感染症指定医療機関や、特定機能病院である香川大学医学部附属病院に加えて、改正感染症法により新設された第一種及び第二種協定指定医療機関など、地域において必要となる医療体制や検査体制の確保について、財政支援を行うこと。
- ② 今後、新興感染症等の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。また、感染症に関連する専門的かつ高度な知識と技術、判断力をもった感染症専門医（常勤医）を院内に配置しやすくするために、診療報酬上の位置づけを明確にすること。
- ③ 新興感染症等の発生に備え、ワクチンや治療薬の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うなど、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。また、定期接種等のワクチンについては、安定的な供給体制を構築すること。このほか、50歳代から発症率が高くなり治療が長期となる場合もある帯状疱疹について、今後患者が増加することも予想されることから、帯状疱疹ワクチンについて早急に定期接種化を進めること。
- ④ 新興感染症等に備え、国において、全国各地のウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。また、地方衛生研究所の機能強化を図るため、人員や検査機器整備・メンテナンスにかかる財政支援を行うこと。
- ⑤ 結核など感染症にかかる医療については、これまで国立病院機構や感染症指定医療機関が政策医療として中心的な役割を担ってきた分野であることから、今後も安定的に医療が提供されるよう、国において診療報酬の見直しや、運営費補助等の支援策を講じること。
- ⑥ 新興・再興感染症の感染拡大などの健康危機やこれらが複合的に発生した場合等に備え、国としても保健所が地域における健康危機管理の拠点としての体制の維持・機能の確保ができるよう、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策により、医療提供体制や検査体制が整備されましたが、新興感染症などに対応するための感染症対策は一時的なものではなく、常に備えておくことが必要であり、平時から地域において必要となる医療提供体制や検査体制を確保するため、感染症指定医療機関や、感染症分野の専門人材の養成拠点である「感染症教育センター」を設置している香川大学医学部附属病院、改正感染症法により新設された第一種及び第二種協力指定医療機関などの医療機関に対する施設・設備整備などの財政支援が必要です。

また、検査体制強化のための設備整備への財政支援や、感染拡大による検査件数の増大時には、検査に必要な試薬や個人防護具の供給支援が必要です。

- 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症はいつ発生するかわからず、発生時には直ちに対応する必要があるため、長期的な視点も踏まえた感染症の対応に必要な専門人材の確保・育成は重要です。本県では、これまで県内医療従事者向けの研修会の開催、感染症専門医による病院への指導・助言などにより、感染症の発生に対応するための医療提供体制の確保を図ってきましたが、令和3年度から、新たに感染症発生時に即応できる感染症分野の専門人材を育成するための人材育成事業を香川大学医学部附属病院感染症教育センターに委託し実施しています。感染症発生時に適切な医療を提供するためには、感染症に対応できる医療従事者を日頃から確保する必要があります。こうした都道府県の取組に対する財政支援や、国においても人材を育成する仕組みの整備が必要です。

- 新型コロナウイルス感染症にかかる国産ワクチンや治療薬の実用化に時間を要したことから、新興感染症等の発生に備え、国として、国産のワクチン、治療薬製造の支援や、研究開発を行う企業に対し、継続的に重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めていただく必要があります。

定期接種などにおいては、ワクチンの確保・供給が確実に行われ、接種を実施する自治体に対して、迅速に具体的な供給スケジュールや配分量等について情報提供いただくとともに、必要な財政支援を行っていただく必要があります。また、接種率の向上や新たに承認されたワクチンの接種を円滑に実施するためには、感染症に対するワクチンの有効性を明らかにし、副反応についての不安を解消し、県民が納得して接種できるよう、必要性を分かりやすく情報発信することが必要です。

このほかにも、水痘・帯状疱疹ウイルスが、加齢や免疫の低下に乗じて再び活性化し、中高年となり帯状疱疹を発症する方が増えています。長期にわたり痛みが続くこともあり、高齢化が進むなか、患者が増えることが予想されるため、発症の予防が重要です。50歳以上の方については、帯状疱疹ワクチン接種による効果が期待できるとされていることから、早急な定期接種化を進めていただく必要があります。

- 新興感染症等の脅威に対して、より一層の検査体制の充実が求められており、感染症の発生・まん延時における病原体の検査体制を確保するため、地方衛生研究所の機器整備に対する財政措置の充実や人材育成など機能強化に対する支援を行っていただく必要があります。また、新興感染症が発生した場合、国において、発生状況の分析や国内外の研究成果を生かし、科学的知見に基づいた感染拡大防止対策や後遺症の治療法を早急に確立するなど、感染拡大防止に臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応できるよう体制を強化することが必要です。
- 結核医療については、これまで国立病院機構が政策医療として中心的な役割を担ってきましたが、運営費交付金の削減により財源確保が困難となってきたことから、今後も安定的に結核医療を確保するためには、国立病院機構が引き続き結核医療を担うことが極めて重要であり、当機構への財政支援が必要です。また、結核患者の多くが高齢者であり、合併症治療を含めた治療が必要であることから、結核患者の入院治療を実施できるよう診療報酬の見直しや運営補助が必要です。
- 本県においては、令和2年度から保健所の対応能力の強化を図るため、保健師の増員や応援派遣体制を整えるなどのほか、令和5年度からは、広域的な感染症のまん延に備え、地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み（I H E A T）を創設し、保健所に対し、短期集中的に必要な人材を派遣する体制の整備に取り組んだところです。国としても、感染症まん延時などの健康危機発生時における積極的疫学調査等や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するために、引き続き、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図っていただく必要があります。

【所管府省】 内閣官房（内閣感染症危機管理統括庁）

厚生労働省（医政局、健康・生活衛生局）

【県関係課】 健康福祉総務課、感染症対策課

36 認知症施策の推進について

【提案・要望事項】

- ① 認知症施策推進大綱に沿った認知症施策を着実に推進できるよう十分な財源措置を講じること。
- ② 国において認知症予防に関する研究を進め、認知症の発症予防に関する取組手法の確立を図ること。
- ③ 認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の研修体制の充実を図るとともに、財政措置の充実確保を図ること。
- ④ 認知症疾患医療センターの運営財源を確保すること。
- ⑤ 認知症疾患医療センターの人材確保の支援策を講じること。
- ⑥ 若年性認知症支援コーディネーターの運営に関する支援を行うとともに、若年性認知症の人の発症初期段階から本人の症状にあわせた就労支援等を行うこと。

【現状・課題】

- 高齢化の進展に伴い、本県においても認知症高齢者が増加しており、第8期香川県高齢者保健福祉計画の策定に当たり、本県の65歳以上推計人口に認知症施策推進大綱（概要）に示されている認知症有病率を乗じて試算したところ、本県における認知症高齢者の数は、令和7年には約5万4千人、令和22年には約6万3千人となる見込みです。

国においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症施策が総合的に推進されているところであり、今後も認知症施策を着実に推進できるよう引き続き十分な財源措置を講じることが必要です。
- 認知症については、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援や、早期からの適切な診断や対応はもとより、認知症の発症を遅らせるよう早くから予防に取り組むことが必要です。本県では、平成28年度から、新オレンジプランにおいて認知症予防に効果があるとされる「運動・栄養・社会交流」の三位一体による認知症予防を全県展開・普及する「認知症予防三位一体推進事業」に取り組んでいます。国においては、いまだ病態解明が不十分である認知症の根本的治療薬や予防法についての研究を引き続き強力に

進める必要があります。

- 市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置付けられている認知症総合支援事業に関し、早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援チームや、医療機関・介護事業所間の連携、認知症の人や家族の支援などを行う認知症地域支援推進員について、引き続き必要な地域に配置できるよう研修体制の充実と財政措置が必要です。
- 地域の認知症治療の中核となる認知症疾患医療センターの運営にかかる補助金については、医療機関との信頼関係や事業の執行に支障がないよう、引き続き、十分な財源措置を講じ、運営財源が確保されることが必要です。
- 本県は多くの離島を抱えており、島しょ部における認知症疾患医療センターでは、人員配置の要件である精神保健福祉士等の確保に困難が生じていることから、認知症疾患医療センターの適正な運営が継続されるよう、人材確保に対する支援が必要です。
- 認知症施策推進大綱において、若年性認知症の人の医療・福祉・就労の総合的な支援を実施するため、「若年性認知症支援コーディネーター」を都道府県ごとに設置することとされ、本県においても平成 29 年度から設置しているところです。若年性認知症の人については、生活費や子どもの教育費など経済的な問題も大きく、障害者手帳を受ける前の発症初期段階から雇用の継続、就労などについて適切な支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

37 健康づくりの推進について

【提案・要望事項】

- ① 生活習慣病を予防し、健康の保持増進と医療費の適正化を図るためには、子どもの頃からの生活習慣病予防対策が必要である。本県では、小学生及び中学生を対象とした血液検査を実施するなど、生活習慣の改善に向けた先駆的な取組を進めており、国において財政的、技術的支援を行うこと。
- ② 小・中学生を対象とした血液検査については、全国的規模で調査を行うことがより有効な対策の検討につながるため、国において制度化を検討すること。
- ③ 血液検査により得られたデータを分析のうえ、各学校における指導を充実させるために、これを担う養護教諭や栄養教諭の増員を検討すること。
- ④ 思春期の女子に多く発症する脊柱側弯症、スマートフォンやインターネット利用の低年齢化による影響が大きい眼の疾患について、専用の検査機器を使用して早期に発見できるよう、健康診断体制の整備のための財政支援を講じること。

【現状・課題】

- 生活習慣病の死亡割合や医療費に占める割合が高いなか、生活習慣病対策は喫緊の課題であり、生活習慣病を予防するためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけるとともに、指導が必要な子どもに対しては、早期に対応して健康な状態に戻す必要があります。
- 本県では、生活習慣病のハイリスクの子どもの早期発見と、将来の生活習慣病の発症を予防するため、平成24年度から小学4年生を、令和元年度から中学1年生を対象に、市町等が実施する生活習慣病予防健診（血液検査及び生活習慣調査）に対して補助を行い、その結果を分析して対策の検討を行うとともに、子どもの頃からの健康づくりに向けた学校や地域での取組を推進し、全県的な事業として展開しているところです。
- 検査結果では、約1割の子どもの肥満や脂質異常があり、これらは不適切な食習慣や運動不足と関連が深いことが分かっています。小学生の時から思春期に至るまでに改善しないと、将来の2型糖尿病の発症に大きく影響することから、未来を担う子どもたちの健康を守るための先駆的な取組として国の財政的・技術的支援が必要です。

- 香川大学医学部においては、本県の小児生活習慣病予防健診を活用して、家族性高コレステロール血症（FH）を早期に発見し、治療を行う臨床研究を進めており、今後国において、全国的な規模で小・中学生の血液検査を行うことにより、より有効な対策の検討や研究の一層の進展につながるという効果が期待できます。
- また、小児生活習慣病予防健診において「要指導」「要受診」と判定された児童・生徒とその保護者には、学校医をはじめ、養護教諭・栄養教諭や担任等が、個別に食生活や生活習慣の改善にかかる具体的な取組を提示するなどしており、これらを担う教諭の負担が大きくなっています。学校における児童・生徒の心身の健康に関する課題や食に関する指導のより一層の充実を図るために、養護教諭や栄養教諭の増員などについて、国の支援をお願いしたいと考えています。
- 脊柱側弯症について、本県では令和6年度から「脊柱側弯症機器検診事業」として、学校における脊柱側弯症の周知・啓発を実施するとともに、専用機器を用いた側弯症検診を実施し、客観的根拠に基づくより正確で均質な検査を提供することとしていますが、早期発見・早期治療につなげる円滑かつ効果的な取組を継続的に推進していくためには、国の財政的支援が必要です。
- 子どもたちの視力低下、乱視や斜視等、眼の疾病が多様化しており、眼の疾病をより早期に発見する検査体制が求められていることから、外部機関に委託できるような検査方法の見直しや、検査にかかる体制整備への財政支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（健康・生活衛生局）、こども家庭庁（成育局）、
文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】健康福祉総務課、保健体育課

38 医療・介護の総合的な充実確保について

(1) 地域医療介護総合確保基金の柔軟な活用

【提案・要望事項】

- ① 地域医療介護総合確保基金については、医療・介護従事者の確保や介護施設の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する事業を継続して実施するため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な財源を確保すること。
- ② 対象事業について、市町や関係団体等と十分な検討・調整のうえ、年度当初から事業執行できるよう、事業メニュー提示から交付決定までの国のスケジュールをできるだけ早期化すること。
- ③ 当該基金の執行に当たっては、地域の実情に応じて、事業区分間や年度間での調整を柔軟にできる制度とすること。特に、医療分においては、区分1-1「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」及び区分1-2「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」に重点配分する方針が示されているが、地域医療構想の達成には、区分1-1及び1-2のほか、「居宅等における医療の提供に関する事業」（区分2）、「医療従事者の確保に関する事業」（区分4）も併せて実施する必要があることから、区分間の配分は、都道府県の要望額に応じたものとする。
- ④ 個別の基金事業は、地方の実情に応じて自主性を反映できるよう、事業メニューや実施要件等を見直し、効果的な事業執行を可能にすること。
- ⑤ 令和8年度以降における当該基金の取り扱いについて、早期に方針を示すこと。

【現状・課題】

- 地域医療介護総合確保基金は、消費税増収分を活用し、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、平成26年度に各都道府県において設置され、国2/3、都道府県1/3の負担割合で同基金への積み立てが行われていますが、医療・介護従事者の確保や介護施設等の整備など、地域の医療や介護の課題解決に資する重要な事業に継続的・計画的に取り組むため、地方負担のない制度とするとともに、事業執行に必要な額を確保することが必要です。
- また、基金にかかる毎年度の国の交付金の内示及び交付決定は、これまでのところ、多くは年度後半となっていることから、基金規模の見通しが立たないうえ、当初予算編成に間に合わないことから補正予算対応を余儀なくされており、基金事業を年度当初から早期に執行することができません。基金事業を効率的に実効性のあるものにするため、手続きを見直すなど、国のスケジュールをできるだけ早期化する必要があります。

- さらに、地域医療介護総合確保基金の執行に当たっては、6つの事業区分間や、年度間の調整を柔軟にすることにより、基金制度のメリットを生かせるよう、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。特に、医療分においては、区分1に重点配分する方針が示されており、都道府県の区分2及び4の要望額は全国的に大幅な減額調整が行われ、真に必要な額を確保することが困難な状況です。病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても併せて推進する必要があります。区分1のみを重点配分するのではなく、都道府県の要望額に応じた配分とする必要があります。

- 医療分については、平成29年度計画から、原則として国が設定した標準事業例や標準単価に基づき事業を計上することとされており、地域の実情に応じた基金事業の実施に支障がでる懸念があります。また、介護従事者確保分については、一部の事業メニューにおいて、従前の国庫補助事業の振替事業に限定されていたり、事業所等への補助要件や補助金額が国で設定されるなど、地域がそれぞれの実情に応じて実施することが困難な場合があります。個別の基金事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた自由度の高いものとする必要があります。

- また、地域医療介護総合確保基金は、令和7年までの地域医療構想の達成に向けた事業を対象としていますが、今後実施される事業は完了が令和8年度以降となる場合があるため、令和8年度以降の方針を早期に示していただく必要があります。

新たな地域医療構想について、国における現在の策定スケジュールでは、令和8年度に空白期間が生じる見込みとなっておりますが、地域医療構想の達成に向けた取組が確実に実施できるよう、基金事業については、切れ目なく継続されることが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局、老健局）

【県関係課】医務国保課、長寿社会対策課

(2) 地域医療構想及び病床機能報告

【提案・要望事項】

- ① 地域医療構想の実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実等を促進するため、一層の診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、国は、引き続き都道府県と十分に協議のうえで検討すること。
- ② 地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療構想の達成に向けて医療機関の事業縮小を行う場合に、既に国庫補助金等の交付を受けて取得した財産の処分について、国庫納付を条件とせず、財産処分の承認をすること。
- ③ 病床機能報告制度について、医療機関の有する医療機能の実情をより反映し、都道府県間で差が生じない定量的な基準に基づく客観的な報告制度となるよう見直しを行うこと。
- ④ 医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、地域の実情を踏まえた施策を実施すること。特に、モデル推進区域及び推進区域（仮称）の設定等に当たっては、一律の区域設定を強いることのないよう、都道府県と十分に協議・調整を行うこと。

【現状・課題】

- 平成 27 年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成 28 年 10 月に香川県地域医療構想を策定し、その構想の実現に向けて、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うこととしています。
- 地域医療構想で目指すべき将来像は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保とされていますが、国においては、その実現に向けた取組や、病床の機能分化や在宅医療の充実を推進するための診療報酬上のインセンティブ等の実効性のある措置について、引き続き、都道府県と十分に協議のうえで検討する必要があります。
- 国においては、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、地域医療介護総合確保基金の対象事業の取り扱いを整理し、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用についても、対象事業としたところであり、
しかし、既に国庫補助金等の交付を受けた建物の改修、取壊しが想定されることから、事業の円滑な推進を図り、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するためには、国庫納付を条件とせず、財産処分を承認する必要があります。

- 地域医療構想調整会議では、毎年度の病床機能報告制度の報告内容と地域医療構想における必要病床数を比較して、どの機能の病床が不足しているか等を検討し、医療機関相互の協議により、機能分化・連携について議論・調整していくこととなります。

しかし、現状の病床機能報告制度については、病床の機能を区分する定量的な基準がないこと、病棟単位の報告となっていること等、地域医療構想における必要病床数と比較するうえで課題があります。

- 平成30年8月の国の通知により、病床機能報告について、各都道府県で地域の実情に応じた定量的な基準を導入することとされ、さらに、令和5年3月の国の通知では、病床機能報告に基づく病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量について、データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域においては、その要因の分析、評価等を行うこととされました。

本県では、令和元年度から、入院患者実績調査を実施し、病床単位で入院実績をもとに機能別の病床数を把握し、地域医療構想調整会議での協議に活用しておりますが、都道府県ごとに異なる定量的な基準が導入されることで、都道府県間での地域医療構想の推進状況の比較が困難となることや、病床機能報告制度が現状のままであることで、定量的な基準を適切に病床機能報告に反映できない状態となっております。

- 病床機能報告制度の特性による差異の分析については、制度設計を行った国の責任において実施すべきものです。さらに、病床機能報告制度については、医療機関の有する医療機能の実情をより反映できる制度となるよう、また、将来的には、都道府県間の基準に大きな差が生じない定量的な基準に基づく客観的な報告制度となるよう見直しを行うとともに、すべての都道府県が追加の負担なく活用可能なデータ分析にかかる支援を行う必要があると考えます。

- 地域医療構想の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施する必要があります。特に、令和6年3月の国の通知において新たな取組として示されたモデル推進区域（仮称）及び推進区域（仮称）の設定については、各都道府県に対し一律の区域設定を強いるのではなく、設定の有無や設定する区域の数も含め、各都道府県の実情に応じた判断ができるよう、都道府県と十分に協議・調整を行うことが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

(3) 看護職員の確保対策の充実・強化

【提案・要望事項】

- ① 令和4年10月から診療報酬において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を3%程度引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されたが、対象となる医療機関が限定されたままである。令和6年度の診療報酬改定は、看護職員などの処遇改善のためにプラス改定となっているが、等しくすべての医療機関に勤務する看護職員の処遇改善が確実に実施されるよう対策を講じること。
- ② 都道府県が実施する看護職員などの医療従事者確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金などによる支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援措置を充実すること。

【現状・課題】

- 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げ等として、看護については、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、まずは、収入を1%程度引き上げるための措置を講じるとされました。
- これを受け、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象として、令和4年2月から9月については、看護職員等処遇改善事業補助金により、収入を1%程度（月額4000円）の引き上げを行い、令和4年10月以降については、診療報酬において、収入を3%程度（月額12,000円）引き上げるために看護職員処遇改善評価料が創設されました。
- しかし、「地域でコロナ医療など一定の役割を担う」とされていながら、実際に対象となるのは、救急医療管理加算の届出をし、かつ救急搬送件数が年間200件以上の医療機関等に限定されたままになっています。
- 一方で、令和6年度診療報酬改定において、看護職員をはじめとした医療関係職種の処遇改善分として、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%の賃上げ実現に向けた評価料が新設されました。

- 看護職員は、患者やその家族の最も身近なところで直接的なケアを提供し、一人ひとりが高い使命感を持って看護を実践しておりますが、使命感だけでは過酷な勤務を長く継続することが困難であることも事実です。少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれるなか、保健、医療、福祉、介護の各領域で看護職員の活躍が期待されていることから、看護職員をその従事する場所で区別することなく、すべての医療機関に勤務する看護職員を対象に処遇改善策を講じることで、看護職が魅力を持ち、生涯を通じて働くことのできる職業として認知されるよう、すべての看護職員の処遇改善が確実に行われるよう支援策を講じる必要があります。

- 他方、本県の人口10万人当たりの看護職員数は、令和4年12月末時点で1,663人と、全国平均の1,253人を上回っていますが、圏域別に見ると大川圏域では1,210人と全国平均を下回る状況にあり、地域的な偏在があります。

- また、本県の看護職員離職率は9.4%と、全国平均の11.6%を下回っていますが、新卒看護職員の離職率は17.1%と、全国平均の10.3%に比べて高い水準にあります。このため、引き続き若手看護職員の確保や定着及び医療技術の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員を養成することが求められています。

- 看護職員の地域偏在、新卒看護職員の離職率の動向や新興感染症に対応できる高い技能を持つ看護師の養成確保など、本県における課題に対して、地域医療介護総合確保基金を活用して、看護職員の資質向上を図るための研修や離職防止をはじめとする看護職員の確保の推進、医療機関と連携した看護職員確保対策の推進、看護職員の就労環境改善のための体制整備を行っており、今後とも、これらの対策を継続的、安定的に実施できるよう長期的な観点から財源確保を図る必要があります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

(4) 介護人材の処遇改善

【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、介護人材の不足は、必要な介護サービスに支障を生じ、介護保険制度の持続を困難とすることから、介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、各事業者における処遇改善の効果が確実に介護職員に及ぶよう、また、利用者負担が発生しないよう、適宜制度の見直しを行うこと。

【現状・課題】

- 本県では、人口減少が進むなかで高齢化率が全国平均を上回り、令和7年には団塊の世代が全員75歳以上となるなど、一層、高齢化が進み、要支援・要介護者の増加が予想されています。しかし、労働力人口は減少傾向にあり、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより、人材不足が深刻化するものと懸念されます。
- 介護職員の処遇については、これまでの介護報酬改定による「介護職員処遇改善加算」等により、一定の改善が図られているところですが、介護職員の賃金は全産業の平均に比較して、依然として低い水準にあります。
- 厚生労働省の令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果によると、令和4年12月時点の「介護職員等ベースアップ等支援加算」を取得している介護事業所で働く常勤介護職員の平均給与額は318,230円で、前年同月に比べ17,490円の増となっており、一定の成果は見られますが、加算を取得していない事業所における「加算を取得しない理由」の40.0%が「事務作業が煩雑」、35.7%が「計画書や実績報告書の作成が煩雑」となっています。
- 令和6年度介護報酬改定において、令和6年6月から介護職員の賃上げへとつながるよう、「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われることとなっていますが、国においては、加算等の効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を介護職員が実感し、介護職員の確保・定着につながるよう、必要な見直し等を講じるとともに、介護職員の処遇改善に対して恒久的支援策を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

(5) 持続可能な介護保険制度の構築等

【提案・要望事項】

- ① 介護保険財源にかかる保険料と国・地方の負担割合を見直すこと。
- ② 介護離職ゼロ施策推進に伴う介護保険料上昇の抑制にかかる配慮をすること。
- ③ 介護保険制度の見直しにおいては、地方の意見を尊重すること。
- ④ 保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金について、当該年度に余剰となった交付金については、基金に積み立てて次年度以降にも活用を認めるなどの弾力的な措置を講じること。

【現状・課題】

- 本県では、高齢化が進展するなか、要介護等認定者数も年々増加しており、総給付費についても、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には、制度開始当初の平成12年度と比較して約3.3倍に膨れ上がる見込みです。
要介護等認定者やサービス見込量は、今後もさらに増加すると見込まれており、費用額の増大に伴い、高齢者の介護保険料負担や税財源の乏しい自治体の負担が大きくなり、このままでは介護保険財政自体が破綻することが懸念されています。
- 本県においても、「介護離職ゼロ」を目指す政府の方針も踏まえ、施設サービスと在宅サービスの役割分担やバランスを図りながら計画的な基盤整備を進めてまいりますが、一方で、施設等の整備に伴う各市町の介護保険料の急激な上昇を懸念する意見もあります。
- 現実に生じる深刻な課題への対応については、地方の意見を十分に尊重して、地域包括ケアシステムの構築を一層推進し、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、今後とも制度の改善を図る必要があります。
- 保険者機能強化推進交付金については、これまで高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための各種事業の事業費に充当してきたところです。また、令和2年度からは、介護保険者努力支援交付金が新たに創設されたところです。
しかしながら、市町村への交付金と異なり、都道府県への交付金の場合、当該年度事

業の事業費に充当しなかった交付金については国へ返還することとされており、市町村を安定的に支援するためには、当該年度に余剰となった交付金について、基金に積み立てて次年度以降も活用を認めるなど、弾力的な措置を講じる必要があります。

【所管府省】厚生労働省（老健局）

【県関係課】長寿社会対策課

(6) 国民健康保険制度の改革

【提案・要望事項】

① 国民健康保険の都道府県単位化

国民健康保険制度については、財政の安定化や保険料の平準化を図る観点から、国が全国レベルで一元化すべきものである。平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となっているが、新制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。

また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の財政調整機能は大変重要であることから、令和 7 年度以降もその機能を引き続き維持すること。

② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

重度心身障害者等医療、ひとり親家庭等医療など地方単独事業の実施に伴う療養給付費等負担金及び調整交付金の減額措置は極めて不合理な措置であるため、直ちにすべて廃止すること。

③ マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）の円滑な運用

マイナ保険証については、令和 6 年 12 月 2 日以降現行の健康保険証を廃止していることから、過渡期の対応が円滑にすすむよう、国の責任において国民への普及・啓発を行うとともに、保険者への必要な支援や、医療機関が円滑に資格確認や医療情報の取得が行えるよう十分な支援を講じること。

【現状・課題】

① 国民健康保険の都道府県単位化

- 平成 30 年度から国民健康保険制度が都道府県単位化され、都道府県は財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、新制度の運用状況をかんがみ、必要な見直しを行うとともに、平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することが必要です。
- 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の財政調整機能は大変重要です。
- 普通調整交付金の配分方法の変更は保険料水準統一を進めていく上でも影響が大きく、引き続き加入者の所得や医療費の実態を基準として調整いただくよう要望します。

② 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置の廃止

- 地方単独事業にかかる国庫負担金減額調整措置は重度心身障害者等医療費やひとり親家庭等医療費の助成など本県でも推進している福祉施策の非常に大きな阻害要因となっています。
- 本県における、国保の減額調整措置による影響は、令和4年度は539,192千円（重度心身障害者501,766千円、ひとり親37,426千円）であり、依然として減額調整措置は国保財政に重大な影響を及ぼしています。
- 地方自治体の懸命な取組を阻害する極めて不合理な措置であるため直ちに廃止すべきです。

③ マイナ保険証利用の円滑な運用

- 健康保険における保険証の発行は、令和6年12月1日をもって廃止され、12月2日からは、「マイナ保険証」の利用のほか、マイナ保険証を持たない者に交付する「資格確認書」等により、被保険者であることの確認を受けることができます。
- 国民健康保険制度においては市町などの保険者では、令和6年4月以降、通常の子供の被保険者証の発行のほか、「加入者情報のお知らせ」を発行し、12月2日以降は、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を発行するなど、システム改修だけでなく運用面でも煩雑な事務負担が生じており、保険者への十分な支援が必要です。
- 今後の医療DXの取組の基盤となるマイナ保険証を国民が利用しやすいものとなるよう、国の責任において国民への普及・啓発を行うとともに、オンライン資格確認に伴う機器の不具合などにより、制度への信頼性が損なわれることのないよう、医療機関等に対する十分な支援を継続して行っていただきたい。

【所管府省】 厚生労働省（保険局）

【県関係課】 医務国保課

(7) 救急医療対策の充実

【提案・要望事項】

- ① 二次救急医療機関と三次救急医療機関の間の救急医療体制における役割分担を踏まえ、地域の救急医療への貢献度に応じた収入が確保できるよう、診療報酬制度等を見直すこと。
- ② 重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センターのうち医療計画に位置付けられている医療機関については、地域にとって必要な役割を果たせるよう、救命救急入院料の算定を可能とするなど、支援を行うこと。

【現状・課題】

- 救急医療については、「救急医療体制基本問題検討会報告書」（平成9年12月厚生省）に基づき、一次救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関が役割分担しつつ協力して対応することとされています。国においては、この役割分担を前提として、救急医療機関に対する補助金や診療報酬などの支援措置を講じています。
- 医療の高度化に伴い、二次救急医療機関については、相当に高度な医療が提供できる医療機関がある一方、重症度の高い患者には対応できない医療機関もあり、地域の救急医療体制において果たしている役割にばらつきがあります。
- このため、高度な医療を提供できる二次救急医療機関については、三次救急医療機関と同程度の医療を提供しているにもかかわらず、他の二次救急医療機関と同程度の診療報酬等しか受けられないため、地域の救急医療体制において果たしている役割に比して支援が不十分となっています。
- また、小児救命救急センターの設置数は、全国で19（R5.4.1時点）と少ないなか、本県では近県も含め、重篤な小児救急患者を受け入れる四国で唯一の小児救命救急センターを設置している医療機関があります。
- 当該病院は、小児医療分野における救命救急センターであるものの、救命救急入院料の算定ができず、地域の救急医療への貢献度に応じた支援が受けられない状況にあります。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

(8) 骨髄等移植ドナーに対する支援の充実

【提案・要望事項】

骨髄等の移植を一層推進するため、ドナー休暇制度の法整備化を図るとともに、ドナー助成制度を創設すること。

【現状・課題】

- 骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり実施されており、骨髄等の提供に際しての検査、入院等に伴う交通費、医療費等にかかるドナーの自己負担はなく、万一、骨髄等の提供に伴い健康被害が生じた場合であっても日本骨髄バンクの団体傷害保険が適用されるなど、ドナーの物心両面における負担軽減について様々な取組が行われています。
- そのようななか、骨髄バンクのドナー登録者の患者とのHLA適合率は9割を超えていますが、そのうち移植に至るのは6割程度に留まっています。
その原因としては、ドナーの健康上の問題のほかに、提供にかかる事前の通院や入院等のためのドナー休暇制度の導入が、一部の企業等にとどまっていることなどに問題があるとされています。そこで、本県においては、ドナー休暇制度を持つ県内企業を広く県民に周知するなど、ドナー休暇制度の普及促進に取り組んでいます。
- また、骨髄等を提供する善意の意思が尊重されるよう、現在、地方自治体においてドナー助成制度を設ける動きが広がっており、本県においても、平成30年度より助成制度を設け、当該助成事業を実施する県内市町への補助を実施しています。
- 骨髄バンクはそもそも全国的な仕組みであり、骨髄等の移植を一層推進するためには、国において、ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境整備を図ることが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（健康・生活衛生局）

【県関係課】 医務国保課

(9) 死因究明の推進

【提案・要望事項】

疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断がすべて実施されるよう、異状死死因究明支援事業を全額国費とするなど、財政上の支援を拡充すること。

【現状・課題】

- 令和元年6月に成立した「死因究明等推進基本法」（以下「基本法」という。）は、公衆衛生の向上をその目的の根底として位置付け、死因究明等に関する施策を推進するため、国と地方公共団体の責務を明らかにしており、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することとされています。
- 基本法に基づき、令和3年6月1日に死因究明等推進計画が閣議決定され、本県でも死因究明等推進協議会を設置し、死因究明施策について協議を行っているところです。
- しかし、公衆衛生の向上・増進等を目的としたすべての死因究明が、地域に関わらず、また、資源の不足等を理由とすることなく、専門的科学的知見に基づいて達成されるためには、解剖や死亡時画像診断などの施策は、都道府県単位ではなく、国の責任において実施すべきです。
- そのため、疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に必要な解剖や死亡時画像診断の費用負担については、異状死死因究明支援事業を拡充し、全額国費とするなど、死因究明の推進を図るための財政上の支援を拡充することが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課、警察本部会計課

(10) 生涯を通じた歯科健診の推進

【提案・要望事項】

高齢期において健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯科疾患や歯の喪失を予防することを目的として、健康増進法に基づく歯周疾患検診の対象年齢を拡大するなど、国において、歯周病の早期発見及び予防を図るための制度の拡充を検討するとともに、財政的支援を行うこと。

【現状・課題】

- 歯周病は、糖尿病、心疾患、誤嚥性肺炎など、身体の様々な病気に関わっていることから、歯と口腔の健康を維持することは生活習慣病等を予防及び改善するうえでも極めて重要です。
- 厚生労働省の令和4年歯科疾患実態調査において、30歳代における進行した歯周炎を有する者の割合は33.5%という状況です。また、県の調査において、進行した歯周炎を有する者の割合は、40歳代で59.4%、50歳代で67.4%、60歳代で72.0%となっており、国の調査においても、40歳代で39.8%、50歳代で46.6%、60歳代で51.4%と、年齢を追うごとにその割合が高くなることから、歯周病の予防及び改善のためには、早い時期からの歯科健診をより一層推進し、早期発見・早期治療につなげることが重要です。
- 令和6年度において、歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳が追加されることが示されましたが、歯周疾患検診は健康増進法では義務化されておらず、10歳刻みの実施しかありません。切れ目のない歯科健診受診機会の充実を推進するためには、空白期間を埋めていくことも重要であり、対象年齢に5歳刻みの年齢を追加するなど、歯科健診や適切な保健指導を行う機会を増やすことにより、歯周病有病率の減少を図ることが必要です。
- これらのことから、国において、歯周疾患検診の対象年齢を拡大し、歯科健診及び適切な保健指導を行う機会を拡充するとともに、適切な財政的支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局、健康・生活衛生局）

【県関係課】健康福祉総務課

(11) 物価高騰への支援の拡充

【提案・要望事項】

物価高騰等に伴う医療機関や社会福祉施設等への支援については、地方公共団体の個別対応とすることなく、今後の診療報酬改定等により、国の責任において全国一律の対策を講じること。

【現状・課題】

- 今般の物価高騰により、医療機関や高齢者、障害者、子ども・子育て、社会的養護、生活困窮者支援などすべての施設種別において、水道光熱費や燃料費、食材費等の負担が上昇しており、この影響が長期化すれば経営に甚大な影響が生じることが危惧されています。
- 医療機関や社会福祉施設等は、国が定める公的価格等により経営するものであり、原油価格や物価高騰の影響を価格に転嫁することはできず、経営努力のみで対応し続けることが困難な状況にあります。
- 令和4年度及び令和5年度における物価高騰等の影響を受けた医療機関や社会福祉施設等への支援については、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用が、各自治体の判断とされたこと、また、当該交付金の各自治体への配分額が十分でなかったことから、その対象や支援規模に格差が生じるなどの課題がありました。
- ついては、安心・安全かつ質の高い医療・福祉サービスの提供を継続するため、物価高騰等に伴う医療機関や社会福祉施設等への支援については、地方公共団体の個別対応とすることなく、今後の診療報酬改定等により、国の責任において全国一律の対策を講じることが必要です。

【所管府省】 厚生労働省（医政局、健康・生活衛生局、社会・援護局、老健局）
こども家庭庁（成育局、支援局）

【県関係課】 健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、
子ども政策課、子ども家庭課

39 障害者支援の充実について

(1) 地域生活支援事業の財源確保

【提案・要望事項】

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、事業費の増加が見込まれるが、国の国庫補助金にかかる予算が地方の実情を反映した規模に達していないため、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう必要かつ十分な財源措置をとること。

【現状・課題】

- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力や適性に
応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障害者等の
ニーズを踏まえ、県及び市町が地域の実情に応じた柔軟な事業形態により実施する事業
であり、国は、同法第95条第2項第2号の規定により、予算の範囲内において、その費
用の100分の50以内を補助することとされています。
- 本県の地域生活支援事業の実施状況をみると、地域生活支援事業の補助対象となる事
業内容が追加されるなか、県及び市町ともに、多額の事業費を計上しており、今後も、
障害者等が地域で安心して暮らせるための支援を充実させていくことが必要であること
から、地域生活支援事業の事業費は増加することが見込まれます。
- しかしながら、本県の令和5年度決算見込みにおける地域生活支援事業の総事業費に
占める国庫補助金の割合は、県分35.5%、市町分28.9%となっており、国における財源
措置が地方の実情を反映した規模に達していないため、県及び市町の負担が増大し、地
方財政が圧迫されています。
- こうしたことから、地方が安定的かつ積極的に施策展開を行えるよう、障害者総合支
援法の趣旨にかんがみ、地域生活支援事業について、国において必要かつ十分な財政支
援措置を講じる必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

(2) 精神科救急医療体制整備事業にかかる予算の確保

【提案・要望事項】

緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備するため、精神科救急医療体制整備事業にかかる十分な予算の確保を安定的に行うこと。

【現状・課題】

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、都道府県は、精神障害者の救急医療が適切かつ効率的に提供されるよう、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとされ、本県では、24時間365日対応するため、精神科医療相談窓口の設置や、精神科病院の輪番制による精神科救急医療事業等を実施しています。
- 国においては、精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、都道府県の精神科救急医療事業に対して補助しており、本県も本制度を活用して、精神障害者に対する救急医療にかかる事業を実施していますが、本制度にかかる国の予算総額は、改善傾向にあるものの、従前より十分な財政措置が行われているとはいえ、今後とも、事業の円滑な実施に支障を来す懸念があります。

また、同補助金のうち、「精神医療相談事業」については、令和2年度から、地域生活支援促進事業で実施されているところですが、今後も地域生活支援促進事業として必要な財源の確保をお願いします。
- 地域の精神科救急医療体制を安定的かつ確実に維持し、緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療を提供できるよう、国において必要かつ十分な予算の確保を安定的に行う必要があります。

【所管府省】 厚生労働省（社会・援護局）

【県関係課】 障害福祉課

(3) 障害福祉人材の確保

【提案・要望事項】

労働力人口が減少するなか、障害福祉人材の不足は、必要な障害福祉サービスの提供に支障を生じ、障害福祉制度の持続を困難とすることから、福祉・介護職員の安定的確保のため、処遇改善に向けた恒久的かつ事務作業が容易な支援策を講じるとともに、各事業者における処遇改善の効果が確実に福祉・介護職員に及ぶよう、また、利用者負担が発生しないよう、適宜制度の見直しを行うこと。

広域からの利用者の受入れを進めるため、送迎にかかる人材の確保ができるよう、送迎加算の増額を行うとともに、広域の移動を考慮した制度となるよう見直しを行うこと。

障害者の企業等への就労を一層促進するため、就業面と生活面の双方から一体的に支援する障害者就労・生活支援センター職員の増員及び財源を確保すること。

【現状・課題】

○ 平成 18 年度の障害者自立支援法施行以降、全国的に障害福祉サービス等の利用者は増加してきており、サービス量の増加に伴い障害福祉分野の福祉・介護職員数も 10 年間で 2 倍に増加しています。しかし、介護業務は、身体的負担が大きく、その仕事内容に比較して賃金水準や社会的評価が低いことなどにより離職率が高い状況にあり、労働力人口の減少に伴い、人材不足が深刻化しています。

○ 賃金改善の対策としては、平成 21 年度に導入された福祉・介護職員処遇改善交付金が、平成 24 年度からは障害福祉サービス等報酬のなかで人件費を加算する福祉・介護職員処遇改善加算として継続され、平成 27 年度からは、従来の福祉・介護職員処遇改善加算を維持したうえで、一定要件を満たす場合に月額 1 万 2 千円相当が上乘せされ、平成 29 年度からは、障害福祉サービス等報酬の改定を 1 年前倒しし、技能・経験等に応じた昇給制度を導入する場合さらに月額 1 万円相当額が上乘せされたところです。

また、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定では、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材のさらなる処遇改善を行われております。

さらに、令和 4 年 2 月からは、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための措置を実施する介護職員処遇改善支援補助金の交付により、介護職員の処遇改善がより一層図られたところです。

令和 4 年 10 月からは、令和 4 年 2 月～ 9 月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交

付金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定加算に加え、ベースアップ等支援加算を創設し、基本給等の引き上げによる賃金改善を求めつつ、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められるようになりました。

令和6年2月～5月までは、全額を福祉・介護職員等の賃上げに使うことを要件とした福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付がされており、6月以降は、その効果を継続する観点から、2.5%の加算率の引上げが行われ、令和7年度には2.0%の更なる引上げが予定されています。

令和6年6月以降は、処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう、これまでの3つの加算が一本化されます。

- 厚生労働省の令和4年12月時点の「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤）の平均給与額は241,360円で、前年に比べ11,710円の増となっており、一定の成果は見られます。

国においては、これら加算の効果を十分に検証し、各事業所における処遇改善の効果を福祉・介護職員が実感し、福祉・介護職員の確保・定着につながるよう、必要な見直し等を講じるとともに、福祉・介護職員の処遇改善に対して恒久的支援策を講じる必要があります。

- 事業所の地域による偏在により、利用者が遠方の事業所を利用せざるを得ない状況があり、また、利用者家族の就労状況の変化等により、送迎の有無が事業所決定の判断材料の一つとなっています。現在の送迎加算は、利用者の人数や送迎の回数により加算額が決定され、移動距離や移動時間は考慮されておらず、遠距離の送迎を担う職員の確保に十分対応できる制度になっていません。今後、利用者の広域的な移動に対応できるよう、送迎人材の確保のため、送迎加算の増額等、財源措置を講じる必要があります。

- 県では、香川労働局とともに、障害者を就業面と生活面の双方から一体的に支援するため、障害者就労・生活支援センターを県内各圏域に設置しています。相談件数は増加しており、中間的就労や在宅就労など多様な働き方を促進するうえでも、センターの必要性はますます高まっています。障害者の職業生活における自立を図るためには雇用、保健、福祉、教育等関係機関との連携が必要であり、また、職員の賃金増への対応を可能とするため、相談や職場実習等に対応する障害者就労・生活支援センター職員の増員及び財源確保により、障害者の企業等への就労を一層促進していく必要があります。

【所管府省】厚生労働省（社会・援護局）、こども家庭庁（支援局）

【県関係課】障害福祉課

40 香川用水施設（共用区間）における耐震対策の早期実施について

【提案・要望事項】

近い将来発生するとされている南海トラフ地震に備え、香川用水施設の耐震対策は重要な課題となっている。

特に、水道用水・農業用水・工業用水が流れる共用区間については、県民生活や経済活動への影響が特に大きいことから、耐震性を有していない区間の耐震対策について、国において事業推進のために必要な予算を確保し、水資源機構営事業により早急に実施すること。

【現状・課題】

- 吉野川総合開発計画の一環として昭和 50 年に完成した香川用水は、現在、水道用水を県人口の約 9 割に供給するとともに、農業用水をほぼ県全域の農地に供給しており、県民の生活や本県経済の発展に欠かせない施設として、極めて重要な役割を担っています。
- 香川用水施設の延長は約 106km で、そのうち農業用水、水道用水、工業用水が共用する共用区間の約 47km を水資源機構が管理し、残る 59km の農業用水専用区間については、香川用水土地改良区が農林水産省から委託を受けて管理しています。
- 今年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震では、ライフラインに甚大な被害が引き起こされましたが、本県においても、今後 30 年以内に 70～80% 程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震に備え、生活や地域の経済活動への影響が大きい香川用水施設の共用区間における大規模地震対策への取組が急務となっています。
- 現在、共用区間の耐震対策については、「香川用水施設緊急対策事業」として、高瀬支線の共用区間約 4 km 及び、阿讃トンネルから土器川チェックまでの区間約 23km のうち、対策が必要な約 1.5 km において事業が実施されており、令和 6 年度に完了する予定となっています。
- 残る土器川チェックから下流側の古川チェックまでの共用区間約 20km については、トンネルや水路橋などの区間約 6 km において、耐震対策が未実施となっていることから、国において、事業推進に必要な予算を確保し、水資源機構営事業により早急に事業に着手していただく必要があります。

【所管府省】 農林水産省（農村振興局）、国土交通省（水管理・国土保全局）

【県関係課】 水資源対策課、土地改良課

41 地域の農地の利用・保全等の一体的な推進について

【提案・要望事項】

地域の農地や農業を守るため、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域で合意形成された農地の有効利用や保全管理にかかる取組が計画的かつ一体的に推進されるよう、支援施策については、地域での取組に対する十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な制度とすること。

【現状・課題】

- 本県では、県単独の遊休農地等利活用促進事業等を活用し、市町と連携を図りながら、遊休農地の再生利用や発生防止の取組を支援してきたところではありますが、本県の遊休農地面積は、令和4年度の「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」において、令和4年度末で7,580haとなるなど、営農条件の悪い中山間地や島しょ部のみならず平野部においても、年々増加している状況にあります。
- こうしたなか、地域においては、令和4年度に改正された農業経営基盤強化促進法や農山漁村活性化法に基づき、地域の土地利用についての話し合いを一体的に行い、担い手等を集積して営農を続けるべき農地とコストや手間をかけない農地保全である粗放的管理を行う農地を明確にするため、県では、市町ごとにモデル地区を設定するとともに、推進チームを設置して、市町が行う地域計画策定の伴走型支援に積極的に取り組んでおります。
- 地域計画の策定については、令和6年度末までに、策定を予定している16市町200地区全てで策定することとしておりますが、この計画については、毎年見直しを図り、計画実現のための取組を継続的に支援していく必要があります。
- そこで、こうした活動を支える国の地域計画にかかる支援策の継続と、十分な予算の確保を要望します。また、地域の農地の利用・保全等の取組を支援する最適土地利用総合対策については、実施区域を中山間地域に限定するなど、実質的な地域要件が設定されていることから、より幅広い地域において活用できる柔軟な制度とするよう要望します。

【所管府省】 農林水産省（経営局、農村振興局）

【県関係課】 農業経営課

42 農地中間管理事業による農地集積の推進について

【提案・要望事項】

農地中間管理事業については、令和5年度の改正基盤法の施行に伴い、令和7年度から本格的に農地の利用権設定等が農地中間管理事業に統合一本化され、農地中間管理事業の業務量や経費が大幅に増大することから、地方に新たな財政負担が生じないよう地方の負担割合の軽減を図るとともに、十分な予算措置を講ずること。

【現状・課題】

- 本県における、農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を促進させる中核事業として積極的に推進しており、県内14市町に25名を配置した農地集積専門員によるマッチング活動や農地の受け手に対する助成など、県独自のきめ細かな取組を実施してきたことから、全国的にも高い実績となっています。
- こうしたなか、令和5年度の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、「地域計画」の策定が法定化され、地域の話合いにより、一筆ごとに将来の担い手を定めていく目標地図を作成するほか、農地の利用権設定等については、農地中間管理事業に統合一本化されることとなっています。
- 農地中間管理事業の実施にあたっては、この法改正の影響が極めて大きく、本県では、今後、数年のうちに、事業面積が3倍程度に急増することが想定されていることから、県農地機構の職員を増員するなど、体制強化を図るとともに、市町や農業委員会との役割分担の見直しを行うなどの検討を進めているところですが、業務量や業務経費の大幅な増大が見込まれることから、国において十分な予算措置が必要です。
- また、「地域計画」の策定後、市町や農業委員会において、「地域計画」の達成に資する農地貸借やその他農地関連法との調整が速やかに実施されるとともに、「地域計画」の実現に向け、実効性のある取組がなされるよう、適切な指導・助言と予算措置が必要です。
- あわせて、「地域計画」において定めることとなった農業を担う者についても、これからの地域農業を支えていくためには必要であることから、本県では、従来の認定農業者等の核となる担い手に加えて、兼業農家等の多様な担い手に対する新たな支援策を創設したところであり、国においても、より一層の支援施策を講じられるよう要望します。

【所管府省】 農林水産省(経営局)

【県関係課】 農業経営課

43 「みどりの食料システム戦略」の着実な推進について

【提案・要望事項】

環境への負荷低減を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、革新的な環境負荷低減技術の開発や国民の理解促進に取り組むとともに、「みどりの食料システム戦略推進交付金」など、現場への普及定着を図るために必要な関連施策を充実させること。

【現状・課題】

- 令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」では、農業や地域の将来も展望した持続可能な食料システムの構築に向け、農業分野における脱炭素化や環境負荷の軽減が戦略の柱となっています。
- 本県においては、令和4年3月に『かがわの「環境にやさしい農業」推進計画』を策定するとともに、推進体制として「香川県グリーン農業コンソーシアム」を設立し、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業など、環境にやさしい農業の取組拡大と需要拡大を推進しているところです。
- 今後、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化など、「みどりの食料システム戦略」が掲げる長期目標を達成するためには、国による革新的な環境負荷低減技術の開発、認定制度に関連した表示・マークの作成など国民の理解増進を図るための販売・消費対策、「みどりの食料システム戦略推進交付金」など現場への普及定着を図るために必要な関連施策を充実させる必要があります。
- また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」についても十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、農政課、畜産課

44 産業として成り立つ農業の振興について

(1) 農業機械・施設の導入支援

【提案・要望事項】

小規模でも効率的・安定的な農業を行う集落営農組織や、兼業農家などの多様な農業人材の営農継続に向けて、農業機械・施設整備を支援すること。

【現状・課題】

- 狭小な農地や複雑な水利慣行などの本県農業の特性もあり、認定農業者などの核となる担い手だけで地域の農地やため池・水路などを守ることは困難であり、集落営農の組織化や高齢化した既存組織の次代への円滑な経営継承に向けた後継者育成を進めるとともに、本県の耕作面積の約7割を支えている兼業農家や定年帰農者などの多様な農業人材の営農継続を支援する必要があります。
- 国が令和4年度に創設した「集落営農活性化プロジェクト促進事業」においては、機械化や大規模化による効率的な生産、雇用による人材の導入、高収益作物の導入や加工・販路開拓など企業的な経営を行い、利益拡大を目指す方向性の集落営農組織を育てる事業となっており、本県のような農地集積に不利な条件が多く、規模拡大が難しい場合には活用しにくいものとなっています。
- 本県では、米麦を中心とした経営で農業機械の共同利用や共同作業等によるコスト削減に取り組み、構成員の労働力を最大活用した効率的・安定的な農業を行っており、このような経営の場合、最大の課題は営農継続に向けた後継者育成と世代交代が課題であり、これに取り組む場合は、規模拡大や利益拡大の要件なしに農業機械・施設整備への支援をお願いします。
- また、本県ではこれまでの国や本県の支援事業の対象外であった、本県の耕作面積の約7割を支えている兼業農家や定年帰農者などの多様な農業人材の営農継続を支援することが重要であると考え、「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設するとともに、認定を受けた農業人材に対して、経営計画達成のために必要な機械等の導入経費の支援を行うこととしたところです。国においても、このような多様な農業人材が営農継続できるよう、農業機械・施設整備への支援をお願いします。

【所管府省】農林水産省（経営局）

【県関係課】農業経営課

(2) 新規就農者対策の充実

【提案・要望事項】

新規就農者育成総合対策については、新規就農者が確実に増加するよう、必要な予算を確保するとともに、経営発展支援事業については、補助上限の見直しを実施すること。

【現状・課題】

- 本県では、基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合が70%を超えているなか、新規就農者数は、平成23年度までの100人弱から、近年は毎年150人程度まで増加しているところです。
- これには、次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、研修から経営確立までに必要な資金を交付する「農業次世代人材投資事業」による効果が大きいと考えており、土地や資金などの資本を持たない人材が就農初期の困難を乗り越えて定着し、地域を牽引する若手リーダーとなって活躍する姿を見て新たな就農希望者が現れるという好循環も生まれてきています。
- このように大きな役割を果たしている本事業の対象者は、就農時に49歳以下の認定新規就農者に限定されており、認定新規就農者制度の認定申請ができる青年等の範囲（65歳未満の特例あり）よりも狭くなっている。農業経営基盤強化促進法が改正され、「農業を担う者」の確保・育成を図るための体制整備等が規定されるなど、多様な担い手の確保・育成の方向が打ち出されている今、新規就農者育成総合対策の年齢要件等の弾力化をお願いします。
- 今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、農業次世代人材投資事業の継続支援はもとより、新規就農者育成総合対策における資金面の支援が確実に実行できるよう、引き続き全額国費で実施すること、また、経営発展支援事業については、昨今の資材費高騰を踏まえ補助上限の見直しを実施するとともに、経営確立・発展までの就農後5年間を対象期間とすること、さらには、長期政策として一貫性を保ち、計画的かつ安定的な制度とするとともに、事業の見直しや新事業の創設にあたっては、現場への周知に十分な期間を確保することを要望します。

【所管府省】農林水産省（経営局）

【県関係課】農業経営課

(3) 地域の課題に対応した試験研究の充実・強化のための予算の確保

【提案・要望事項】

農業を次世代の担い手にとって希望と魅力のある儲かる産業へ成長させるため、地方における試験研究の充実・強化や、新たに開発された技術等の実証・普及を促進するための予算を確保すること。また、労働力不足が深刻化するなか、ICT等の先端技術を活用して農作業の省力化等を実現するスマート農業の現場実装は喫緊の課題であることから、開発・普及の加速化に必要な予算措置を講じること。

【現状・課題】

- 本県の農業は、農業者の高齢化が全国よりも進行して労働力不足が深刻化しているほか、グローバル化の進展による産地間競争の激化、気候変動による農業生産の不安定化、脱炭素社会への対応、さらに、最近の国際情勢を背景とした生産資材や燃油の高騰など、農業を巡る情勢は厳しさを増しています。
- こうしたなか、本県では、温暖な気候や狭小な農地など、本県農業の特性や課題を踏まえ、特色あるオリジナル品種の育成をはじめ、高品質化技術や気候変動に対応した安定生産技術、環境と調和した農業生産に関する技術の開発に加え、生産性向上や省力化に資するスマート農業について、普及啓発や農業者等と連携した施設園芸の新技术開発・実証に取り組んでいます。
- また、農業試験場では、国の競争的資金を活用し、他県や大学等との共同研究を実施するとともに、政府等機関の地方移転を契機として、農研機構西日本農業研究センターと連携し、西日本地域における施設野菜の革新的大規模経営システムの確立のための共同研究を実施してきたところです。
- 今後、農業の持続性が危ぶまれる状況下では、競争力のある品種開発の加速化や地球温暖化に対応した安定生産技術の開発、環境にやさしい栽培システムの確立、スマート農業技術の開発・実証など、地域の課題に対応した試験研究や現場への普及を切れ目なく行うことで、農業を若い世代にとって魅力のある「儲かる産業」へ成長させる必要があります。そのため予算を十分に確保する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（技術会議、農産局）

【県関係課】 農業経営課

(4) 協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算の確保

【提案・要望事項】

労働力不足や気候変動など、農業を取り巻く環境が大きく変化するなか、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業の普及の加速化や環境にやさしい農業の推進など、農政の重要課題を踏まえた協同農業普及事業の円滑な実施のために必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 県と国が協同して行う協同農業普及事業については、農林水産省がその時々的重要課題を踏まえて策定する「協同農業普及事業の運営に関する指針」及び「協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)」に沿って、担い手の確保・育成、農地の最適利用の推進、スマート農業の推進、GAPの普及、環境にやさしい農業の推進等に取り組んでいます。
- こうしたなか、国においては、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに、環境負荷の軽減を図りつつ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションにより実現するという新たな政策方針が示されたところであり、令和4年6月に協同農業普及事業のガイドラインにも位置付けられたところです。
- また、農業者の減少・高齢化による労働力不足や、気候変動による農業生産現場への影響が深刻化するとともに、最近の国際情勢を背景として、生産資材や燃油等の価格が高騰するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- こうした情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展を図るためには、競争力あるオリジナル品種や安定生産技術の普及をはじめ、生産性向上や省力化に資するスマート農業の普及の加速化や、高い労働生産性と持続可能性を両立するグリーンな栽培体系への転換等を推進するなど、現場の普及指導活動をより一層強化することが重要です。
- このため、協同農業普及事業に基づき、直接農業者に接して農業技術に関する指導や農業施策の推進等を行う普及指導員の活動強化及び資質向上を図るための予算の確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業経営課

(5) 国際水準のGAP認証の取得拡大

【提案・要望事項】

若手農業者を中心に、国際水準GAP認証の取得を目指す農業者が増加していることから、現在実施されている認証取得に必要な環境整備や審査費用等に対する助成措置について、来年度以降においても十分な予算を確保すること。

【現状・課題】

- GAPは、農産物の食品としての安全性や農業者の労働安全を確保するとともに、環境への負荷を低減させるために有効な取組であり、本県では、国の交付金を活用し、研修会開催等での理解促進や、認証機関の指導者による農業者への直接指導などを行うことにより、若手農業者や大規模農業法人を中心に、GAPへの関心や認証取得を目指す農業者が増加しています。
- 農林水産省は、令和4年3月に策定した「我が国における国際水準GAPの推進方策」のなかで、共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を示し、都道府県に対し、ガイドラインに基づいた指導を行うことや、農業者の取組内容をグローバルGAPなど国際水準GAPに引き上げることを求めています。
- 今後、2025年に開催予定の大阪・関西万博など国際的なイベントにおける食材や農産物の調達基準に、国際水準GAP認証等が位置付けられるなど、認証を取得した農産物の生産・流通の拡大が期待されるものの、農産物に価格転嫁しにくい現状では、審査費用など認証取得に係るコスト増加が負担となっており、引き続き認証取得に要する経費を支援する予算の確保が必要です。
- また、本県では、農業改良普及センター等の普及指導員にGAP指導員資格を取得させるなど人材育成にも努めており、農業者への継続的な指導を行うため、GAP指導員資格の新規取得・更新に要する費用の助成についても確保する必要があります。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業経営課、農業生産流通課、畜産課

(6) 農畜水産物や食品の輸出促進

【提案・要望事項】

本県農畜水産物等の輸出拡大を促進するため、輸出先国・地域に対して残留農薬基準の設定・緩和や植物検疫条件の緩和を働きかけるなど、輸出環境の改善に向けた交渉を加速化すること。また、国の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化する輸出産地や農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に参加する産地の取組支援にかかる十分な予算の確保及び優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

【現状・課題】

- 人口減少社会の到来による国内市場の縮小を見据え、本県農畜水産物等の販路の一つとして海外市場にも積極的に進出する必要があるものの、国・地域によって異なる残留農薬基準や検疫制度、輸送中の荷傷みといった課題もあります。
- 国においては、令和2年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」において、農林水産物及び食品の輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円に伸ばす目標を掲げるとともに、同年12月には「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定し、マーケットインの発想に基づいて、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に提供できる「輸出産地」の育成を目指すこととしています。
- 本県においても、庁内関係各課で「輸出産地づくり推進チーム」を設置して、生産者や食品事業者間の連携を促し、官民一体で輸出に挑戦する産地づくりに取り組んでいます。
- しかしながら、農産物の生産にあたっては、JAが組合員向けに作成した防除暦に定める農薬の成分が、各国のインポートトレランス（残留農薬基準）に設定されていない、もしくは国内よりも基準が厳しいといった現状から、生産者が自ら防除暦を改良し、残留成分検査を行う必要性に迫られています。
- 令和2年10月には、本県の主要盆栽である黒松盆栽のEU向け輸出が、国の御尽力によって可能となったものの、依然として多くの国で、植物検疫により、黒松の輸入が認められていません。特に米国については、相手国バイヤーからの日本産黒松盆栽への要

望が強く、産地においても米国輸出への意欲が高まっており、盆栽の輸出拡大のためには、米国への黒松盆栽の輸出が可能となるための植物検疫協議が必要です。

- さらに、ターゲットとする輸出先国・地域を対象に、生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、地域の関係事業者が参画する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する輸出産地を育成する取組を支援する必要があります。
- また、輸出事業計画の大臣認定を受けることで、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農業競争力強化基盤整備事業」、「農業農村整備事業」等における優遇措置が設けられているところですが、輸出産地づくりの加速化を図るためには、優遇措置の対象となる関連事業をさらに拡充させるとともに、本県の特産である「うどん」の製麺事業者をはじめとする食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業について十分な予算確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（輸出・国際局）

【県関係課】農政課、農業経営課、農業生産流通課、水産課

(7) 水田農業の経営安定

【提案・要望事項】

- ① 経営所得安定対策等については、農業者が計画的に農業経営に取り組めるよう着実に実施するとともに、県及び地域農業再生協議会における本対策の普及・推進に支障が生じないように推進事業費補助金の予算の確保と配分を行うこと。
- ② 水田活用の直接支払交付金については、予算の確保や麦などの交付単価を維持するなど必要な対策を実施すること。
- ③ 国内産麦の需給安定のため、「内麦優先」の原則に基づいた国家貿易を行うとともに、国内産麦の需要拡大や安定生産に必要な対策を行うこと。
- ④ 「強い農業づくり総合支援交付金」並びに「国産小麦・大豆供給力強化総合対策等事業」の予算を継続的に確保すること。

【現状・課題】

- 水田農業の持続的発展を図るためには、意欲ある米麦の農業者が中長期的な視点に立って経営発展を目指すことが重要であり、「収入減少影響緩和対策」や「畑作物の直接支払交付金」の経営所得安定対策の着実な実施に加え、県及び地域協議会による対策の推進に不可欠な推進事業費補助金の所要額の確実な配分が必要です。
- 産地交付金を含めた「水田活用の直接支払交付金」については、麦などの戦略作物への支援を明確に位置づけて、継続的な制度の運用と支援を行う必要があります。
- 国内産麦については、近年の豊作により販売予定数量が購入希望数量を上回る供給過剰の状況となっており、本県の麦類も販売先の確保等に苦慮しています。麦の供給の約8割は外国産麦となっていますが、食料自給率向上の観点からも「内麦優先」の原則に基づいた国家貿易を行うとともに、国内産麦の需要拡大や安定生産の対策が必要です。
- 本県の米麦生産の基幹施設である大規模乾燥調製施設の計画的な再編や高機能化に取り組む「強い農業づくり総合支援交付金」、麦の団地化の推進、営農技術や機械等の導入により生産性の向上を図る産地、農業者の取組みを支援する「国産小麦・大豆供給力強化総合対策等事業」の予算の継続的な確保が必要です。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

(8) 園芸産地の生産振興

【提案・要望事項】

- ① 担い手の生産の効率化に向け、高性能な集出荷施設の計画的な整備を図るため、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、地域の実情に即した仕組みとなるよう規模要件の緩和を行うこと。
- ② 暖房燃料費の高騰が農業経営を圧迫する要因となっているため、施設園芸等燃料価格高騰対策を継続して実施すること。
- ③ 肥料価格の高騰を招かないよう、肥料原料の安定確保を図ること。
- ④ 果樹の生産基盤を強化し、経営安定を図るため、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 本県は、恵まれた気象条件等を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や、施設園芸などの集約的な経営により、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開され、令和4年の農業産出額の約40%を園芸作物が占めるなど、本県農業の基幹品目となっています。近年、新規就農者は増加しているものの、規模拡大に必要な共同集出荷施設の整備など、生産出荷体制の確立が十分でなく、さらに、世界情勢の変化に伴う原油価格や肥料原料等の高騰により、暖房燃料費や農業資材費が高騰しており、農業経営を圧迫する要因になっています。
- このようななか、より高度で効率的な選別・調製が可能な選別施設を計画的に整備し、産地を維持、発展させるためには、「強い農業づくり総合支援交付金」と「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を継続的に確保するとともに、本県では品質の高い果実や野菜などの多様な品目の組合せによる複合経営が多く、産地規模も小さいなど、規模等の採択要件が達成できず、依然として事業に取り組めない産地も見られることから、より多くの生産者が事業に取り組めるよう、引き続き地域の実情に即した採択要件の緩和が必要です。
- また、施設園芸農家が安心して経営を継続するための燃料価格高騰時の支援策である施設園芸セーフティネット構築事業の継続が必要です。また、肥料価格の高騰を招かないよう肥料原料の安定確保を図ることが必要です。
- さらに、果樹の新植・改植や未収益期間の管理を定額助成する果樹経営支援対策事業等においては、財源が不足することが懸念されています。各産地の果樹産地構造改革計画を遅滞なく進めるため、十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（農産局）

【県関係課】 農業生産流通課

(9) 花き産業及び花き文化の振興

【提案・要望事項】

「花きの振興に関する法律」に基づき、花き産業及び花き文化の振興を加速化するため、「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進」等の花き振興の予算を確保すること。

【現状・課題】

- 花きは、癒しや安らぎなどの効能を有し、家庭や社会を華やかに彩るとともに、国民の健やかな暮らしに貢献する重要な作目です。しかし、本県では、花きの農業者や栽培面積が減少傾向にあるとともに、葬儀等の業務需要の変化に伴い、消費動向が大きく変化しています。
- また、花きは多品目小ロットでの流通のため、小口での輸送が多く、効率的な輸送体系の導入が求められているとともに、今年度からの自動車運転業務への時間外労働時間の上限規制の適用等によって懸念されている物流の 2024 年問題への対応も必要であることから、物流体制の改善が急務となっています。
- こうしたなか、本県では、「花きの振興に関する法律」に即して策定した「香川県花き振興計画」に基づき、国の予算を活用して高校生花いけバトルやフラワーフェスティバル等を開催するなど、花き文化の振興と新たな需要の創出に取り組んでいるほか、デジタル技術を活用した花きの物流の効率化に取り組んでいます。
- 人口減少社会の到来や社会情勢の変化などにより、花きの需要が全国的にも低下傾向にあることから、国において、花き産業及び花き文化の振興を図るための、安定的かつ十分な花き振興予算の確保が必要です。

【所管省庁】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

(10) 野菜価格安定対策

【提案・要望事項】

野菜産地の維持・発展と野菜生産農家の経営の安定を図るため、野菜価格安定制度の継続と予算確保を行うこと。

【現状・課題】

- 本県農業産出額（令和4年）に占める野菜類の割合は約28%で本県農業の主要部門となっており、水田裏作を主体とした京浜・京阪神市場への輸送園芸産地として発展し、野菜指定産地を中心に主産地が形成されています。しかしながら、近年の栽培面積は、高齢化による生産者の離農をはじめ、農業資材や流通コストの高騰、市場価格の低迷等により全体として減少傾向にあります。
- 令和4年の栽培面積（主要9品目）は2,905haで、品目別の作付動向を見ると、消費の多様化等を反映して、ブロッコリー、にんにくなどの品目が堅調に推移している反面、多くの管理労力を要するレタスや重量野菜であるタマネギなどが減少傾向にあります。
- 野菜価格安定対策は、野菜産地を維持・発展し、野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜の安定供給を図るための重要な制度であることから、制度の継続と予算の確保が必要です。
- 本県の野菜は、安定出荷や販売努力により平均市場価格より高値で取引される品目が多いが、足元の生産資材費の高騰は収益を圧迫しており、今後も野菜の安定供給を継続していくために野菜価格安定対策にも生産コストを反映した仕組みを取り入れる必要があります。

【所管府省】農林水産省（農産局）

【県関係課】農業生産流通課

(11) 畜産経営における生産基盤の強化

【提案・要望事項】

- ① 畜産農家の経営の安定を図るため、畜産クラスター事業関連の予算を確保すること。
- ② 畜産クラスター事業において、現在、一般枠の対象外となっている新規就農者以外の酪農家についても施設整備事業の対象とすること。

【現状・課題】

- 本県では、後継者不足等により、畜産農家戸数が減少傾向にあり、国際化の進展や産地間競争等の影響も懸念されるなか、消費者ニーズに即した魅力ある畜産物の生産拡大や、新技術の導入による生産コストの低減・品質向上が図られるよう、畜産クラスター事業等を活用した生産基盤強化の推進に取り組んでいます。
- 県内には、畜産クラスター計画を策定している協議会が 16 協議会あり、このうち 7 協議会が畜舎等の施設整備事業を行い、12 協議会が自動給餌機や飼料収穫機等の機械装置を導入しています。
- 畜産業を取り巻く環境が厳しさを増す中ではありますが、収益力や生産性の向上に取り組もうとする新規就農者以外の畜産農家から当事業を活用したい旨の要望が出ています。しかし、生乳の需給が緩和しているとの理由により、令和4年度補正予算から一般枠の施設整備事業では、新規就農者以外の酪農家は対象外となっているので、持続的な酪農の維持のため、収益力や生産性の向上に取り組もうとしている新規就農者以外の酪農家についても、施設整備事業の対象とする見直しが必要です。
- このように、地域の収益力を向上させ、また、畜産農家の一層の規模拡大を後押しする当事業については要望があり、また、本県の特産であるオリーブ畜産物の生産振興や、耕種農家との連携による自給飼料の生産及び堆肥の利用促進を推進するためにおいても、引き続き、事業の継続と予算の確保が必要です。

【所管府省】 農林水産省（畜産局）

【県関係課】 畜産課

45 農地・農業水利施設の保全管理等の推進について

【提案・要望事項】

- ① 多面的機能支払交付金については、本県の農地、農業用施設を適切に保全管理し、担い手への農地集積等を後押しするため、事務手続きの簡素化を図ること。
- ② 中山間地域等直接支払交付金については、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、協定の継続を断念する集落が増加し、持続的な農業生産活動の低下が懸念されることから、制度のより一層の要件緩和を実施すること。
- ③ 農村地域の都市化・混住化の進行により、農業用排水路施設の農業外の効用が増加していることから、現状に応じた事業制度の見直しや農家負担の軽減を図ること。
- ④ 土地改良区の体制強化を図るため、土地改良区の統合整備への支援を拡充するとともに、複式簿記導入に伴う事務負担の軽減に向けた必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- ① 多面的機能支払交付金にかかる事務手続きの簡素化
 - 近年、農業従事者の減少や高齢化による集落機能の脆弱化に伴い、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。
 - このようななか、本県の農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進するため、令和5年度末現在、県内の332組織、14,020haにおいて、当交付金を活用した農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動などに取り組んでいます。法制化に伴う安定的な制度となったことなどから、特に、施設の補修・更新が可能な長寿命化の要望が増加する一方、事務手続きの煩雑さから活動の継続を断念する組織も発生している状況です。
 - このため、本県においては、事務負担の軽減などを目的として、土地改良区の体制強化と併せ、土地改良区単位での広域化を推進しているところですが、国において、本制度における事務手続きの一層の簡素化を図るよう要望します。
- ② 中山間地域等直接支払交付金の制度要件緩和
 - 近年、中山間地域においては平地部に増して農業従事者の減少や高齢化の進行による荒廃農地の増大、また、集落機能の脆弱化に伴う、農業農村の多面的機能の低下が懸念されています。

- このようななか、本県の中山間地域の遊休農地の発生を未然に防止するとともに、農業生産活動などによる農地、農業用施設の適切な保全・管理に有効な本制度への取組を推進するため、当交付金を活用し、遊休農地の発生防止や鳥獣被害の防止などの農業生産活動を継続するための活動を支援しています。
- しかしながら、第5期対策の初年度である令和2年度については、高齢化の進行により継続を断念する集落の増加等から32集落協定、242haの大幅な減少となったところです。その後、令和3～5年度に20集落協定、189haで新たに取組まれましたが、国の現行制度が対策期間の途中で農業生産活動が継続できなくなった場合、当該対策期間内において既に交付された交付金を遡及返還することとなっていることも影響し、第4期対策時の取組面積までの回復につながらず、地域農業の維持が困難となることが懸念されます。
- こうした農村現場の実情に即し、本事業がより一層取り組みやすいものになるよう、交付金の返還に関する要件緩和を要望します。

③ 農業用排水路施設整備の事業制度の見直しと農家負担の軽減

- 農村地域の都市化・混住化が進むなか、農業用排水路は地域住民の排出する生活排水等が増え、農業外の効用が大きくなっています。
- こうしたなか、多くの施設が戦後の高度経済成長期に建設され更新時期を迎えています。農業用排水路施設整備に関する事業は、ため池整備やほ場整備など、他の土地改良事業に比べて、受益農家の負担割合が高く、計画通り事業に取り組めないおそれがあることから、本県の農業の衰退に繋がること懸念されています。
- このため、農業用排水路施設の整備について、ガイドラインの見直しを行うなど、農家負担の軽減を図っていく必要があります。

④ 土地改良区への支援の拡充

- 農業者の高齢化や後継者不足、農村の混住化等により、土地改良区の運営は厳しい状況が続いており、農業用施設の維持管理が困難になってきているほか、専任職員を配置できない土地改良区もあるため、土地改良区の統合整備を促進し、その運営基盤の強化を図る必要があります。

- しかしながら、本県の土地改良区は、特に統合整備が必要な地区面積が 100 ha未満である小規模な土地改良区が全体の約 4 分の 1 を占めており、土地改良区統合再編整備事業の補助要件となるおおむね 300 ha以上を満たさない統合整備が見込まれるほか、合同事務所の設置に対する同事業の補助が低額にとどまるなど、統合整備の誘因となっていない状況があります。

- このようななか、平成 30 年の土地改良法改正により、令和 4 年度から、原則、すべて土地改良区において、貸借対照表の作成とこれに伴う複式簿記の導入などが課されたことにより、土地改良区には大きな事務負担となっています。

- このため、土地改良区の体制強化に向けて、統合整備に対する補助の要件緩和や補助金の増額を行うとともに、複式簿記導入に伴う新たな事務の負担を軽減するため、土地改良区への支援の拡充を図っていく必要があります。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）

【県関係課】土地改良課、農村整備課

46 家畜伝染病対策費の拡充について

【提案・要望事項】

- ① 家畜伝染病予防法の改正により強化された家畜伝染病の発生予防対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置などに要する家畜伝染病対策費の充実を図ること。
- ② 農家の経営継続のため、家畜伝染病予防費負担金について、移動制限等による農場の売上げ減少等相当額として算出する対象を拡充すること。

【現状・課題】

- ① 家畜伝染病の発生予防及び防疫措置にかかる対策費の充実
 - 令和6年2月に本県で発生した高病原性鳥インフルエンザ対策費については、発生農場等における防疫対応に約3億円、その他発生防止やまん延防止に1千1百万円余の事業費を必要としました。
 - このうち、防疫対応では、国から家畜伝染病予防費負担金として約1/2が補てんされる予定ですが、人件費や旅費、資材等単県での持ち出しが1億6千万円余となっており、衛生資材・薬品等の備蓄品の補充において、1,800万円余の単県負担が生じております。
 - 今後は、飼養衛生管理基準の徹底を図るため、農家向け研修の実施や、防疫体制の検証・見直し等、様々なアプローチを行いながら、高病原性鳥インフルエンザの発生予防に向けた取組を行ってまいりたいと考えておりますが、これらに活用できる補助制度の拡充が必要です。
 - また、高病原性鳥インフルエンザのみに限らず、北海道を除く日本全域に接種地域が拡大している豚熱ワクチン接種への対応を含め、豚熱・アフリカ豚熱等の家畜伝染病発生予防に向けた飼養衛生管理基準の遵守にかかる指導等を強化するためにも、農家対策や家畜伝染病が発生した場合の防疫措置に要する事業費の充実が必要です。
- ② 家畜伝染病予防費負担金の対象拡充
 - 高病原性鳥インフルエンザにより影響を受けた農家に対する支援として、家畜伝染病予防法の規定により、国が全額負担（国 10/10）し直接補償する「へい殺畜等手当金」と、家畜等の搬出や移動が制限されたことにより、出荷先の変更、遅延、処分を余儀なくされた場合、これによって生じた売上の減少額、飼料費・輸送費・保管費の費用の増

加額、やむを得ず処分を行った場合の処分費や処分場までの輸送費を補償する「家畜伝染病予防費負担金」(国 1/2、県 1/2) があります。

- 本県で、令和 6 年 2 月 6 日に発生した高病原性鳥インフルエンザにより、移動制限区域内では約 1 か月間、家きん等の移動が制限されました。発生農場では、移動制限区域が解除されないことには再開ができず、長期間の空舎を余儀なくされており、この間の所得は全くありません。
- また、制限区域内の発生農場以外の肉用鶏農家では、飼養期間が長引き、出荷予定日を超え、商品価値の無くなった肉用鶏も存在することになりました。法に基づく補償については、飼料費等が対象であって、その間に必要であろう光熱水費や人件費等については対象となっておらず、農家は経済的な影響を大きく受けることとなりました。
- このため、農家の経営継続のためには、前記対象費用に加え、人件費や光熱水費等についての支援も必要です。

【所管府省】 農林水産省 (消費・安全局)

【県関係課】 畜産課

47 有害鳥獣対策の充実・強化について

【提案・要望事項】

① 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣被害防止総合対策交付金について、被害防止対策の一層の強化に必要な予算を確保すること。特に、物価高騰のなか、侵入防止資材や捕獲活動に対する交付単価の増額と地方への十分な配分を行うこと。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、今後も都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の対象となる「指定管理鳥獣」にニホンザルを追加し、事業の拡充を図ること。また、市街地等に出没したイノシシなどの野生鳥獣による人身被害を防止するため、県や市町が行う市街地等での被害防止対策を支援する事業を創設すること。

【現状・課題】

① 鳥獣被害防止総合対策

- イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物の被害は、過疎化・高齢化の進展等による耕作放棄地の増加や集落コミュニティの脆弱化に伴い、中山間地域はもとより、平野部においても拡大するなど、県内全域で深刻化しています。
- 本県では、市町等と連携しながら、地域ぐるみの追い払い活動や緩衝帯の整備など、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりに加え、侵入防止柵の設置と捕獲活動を組み合わせた取組を進めており、その結果、モデル的な集落も育成され、他地区への普及にも努めているところですが、それでもなお、令和4年度における農作物被害金額は1億2,600万円に及ぶなど、甚大な被害が生じています。
- 今後、さらに農作物被害を防止すべく、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりや侵入防止柵の整備を進めるとともに、捕獲活動をより一層強化する必要があります。
- このため、侵入防止柵の広域的な設置と積極的な捕獲活動等を推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金について、侵入防止資材や捕獲活動に対する交付単価を増額するとともに、農作物被害防止に必要な予算の確保と地方への十分な配分を要望します。

② 指定管理鳥獣捕獲等事業の助成措置の継続と対象の拡充

- 本県のイノシシによる農作物被害金額は、平成 30 年度の 46,218 千円から令和 4 年度には 64,682 千円に増加するとともに、令和元年度にはイノシシによる人身被害が 13 件発生し、16 名の方が負傷されるなど、農林水産業や生活環境への被害が深刻化しています。
- このため、本県では、指定管理鳥獣であるイノシシについて、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第二種特定鳥獣管理計画を策定し、全県を挙げて、鋭意、捕獲に取り組んでいるところであり、令和 4 年度は過去最多の 15,680 頭を捕獲したところです。
- また、イノシシの侵入防止施設の整備に取り組むとともに、昨年度は、狩猟期間の終期を、これまでの 3 月 15 日から 3 月 31 日に延長するなど、イノシシ被害対策を強化しておりますが、昨年度においても 3 件の人身被害が発生しております。
- さらに、指定管理鳥獣であるニホンジカにつきましても、本県東部を中心に、讃岐山脈から麓に、分布域が拡大しており、イノシシとともに、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっています。
- 加えて、ニホンザルの農業被害は、全国では、獣類の中で、イノシシ、ニホンジカに次いで 3 番目に多く、本県における令和 4 年度の農業被害金額は 18,770 千円と、獣類では第 2 位となっているうえ、人家近くへの出没も確認されていることから、本県では、加害性の高い群れを対象に、積極的に管理捕獲を行うこととしています。
- このため、国においては、野生鳥獣による被害対策をより一層推進するため、今後とも都道府県への助成措置を継続するとともに、「指定管理鳥獣」に、全国的にも被害の甚大なニホンザルを追加することで、事業の拡充を図る必要があります。
- 併せて、イノシシ等の野生鳥獣による人身被害が全国的に発生していることから、国においては、人身被害防止を目的とした侵入防止施設の整備のほか、市街地に出没した個体や市街地周辺に生息する個体を捕獲するために必要な資機材の購入などに対する支援制度を創設して、自治体の被害対策を強化する必要があります。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）、環境省（自然環境局）

【県関係課】農業経営課、みどり保全課

48 県産食材の学校給食への提供に対する支援について

【提案・要望事項】

地産地消等の取組を着実に推進するため、「消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）」を充実・強化し、県産食材の学校給食への提供に対する財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 農水産物の生産現場においては、長期化するウクライナ情勢等の影響により、肥料や飼料、農薬など農業生産資材の価格について、依然、高止まりの状況が続いており、燃油価格についても、高値水準で推移している。
- 一方、農産物価格については、品目毎の需給バランスや品質に応じて決定されることが基本であり、流通段階での価格競争が厳しいこと等、様々な要因から、生産資材等のコスト上昇分を十分に価格転嫁することが難しい状況であり、生産者にとっては厳しい経営状況が続いている。
- また、学校給食における県産農水産物の利用については、食育の観点から、国において推進しており、県においても教育委員会と連携して取り組んできたところであるが、令和4年度後半から食材価格の急激な高騰が続いており、それらに対して価格の安い食材への置き換えなどにより対応しているものの、多様な県産農水産物を活用したメニューや郷土料理の提供が困難になりつつある。
- こうした状況を踏まえ、本県では、県内での大きな需要である学校給食において、県産農水産物の利用拡大を図ることで、生産者の経営継続を下支えするとともに、「食」を通じた子育て支援の充実にもつなげるため、令和5年度補正事業として「県産農水産物学校給食利用拡大事業」を創設し、市町等において県産農水産物を積極的に利用した学校給食を提供する取組に必要な経費の一部を支援している。
- 本事業の実施により、県産農水産物の利用拡大について、一定の効果が認められているところであるが、今後も継続して取り組んでいく必要があり、そのためには国による財政支援が必要である。

【所管府省】農林水産省（消費・安全局）

【県関係課】農政課、農業生産流通課、畜産課、水産課

49 瀬戸内海の恵みがもたらす笑顔あふれる水産業の創造について

(1) 新規漁業就業者への給付金支給制度の拡充

【提案・要望事項】

- ① 漁業で独立を目指す者に対する実践型研修までの予算を確保するとともに、農業における経営開始後の農業次世代人材投資事業と同様に、経営の確立をサポートする給付金制度の創設を図ること。
- ② 全国的に漁業学校等の設置による新規漁業就業者確保の取組が強化されていることから、次世代人材投資事業（準備型）についても、地方財政力によって格差が生じないように、事業を継続するとともに、予算拡充を図ること。

【現状・課題】

- 漁業を持続的に発展させていくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要ですが、漁業に就業する場合、その特性上、技術・知識の習得を含め、操業準備に多大な時間と費用を要することや、就業後の一定期間は経営が不安定であることなどから、安心して就業できるようにするための支援措置が必要です。
- このため、国において平成 25 年度から就業準備資金として青年就業準備給付金制度（現：次世代人材投資事業（準備型））が創設されたところです。本県では漁業就業者数の減少が著しいことから、平成 27 年度に「かがわ漁業塾」事業を創設し、給付金を支給できる環境を整えるとともに、平成 28 年度には新たに県単独施策として「新規就業者生活安定給付金事業」（現：新規漁業就業者独立給付金事業）を創設したところです。
- しかしながら、農業においては農業次世代人材投資事業（経営開始型）といった、「自らの経営の確立を支援するような経営開始型」の国の制度が確立されていますが、漁業においては、給付金の支給対象が研修期間のみとなっております。実践型研修では、研修経費の給付にとどまっており、独立時に必要となる漁船や漁具等の多額の設備投資には活用できないため、これを支援する制度の創設が必要です。
- また、次世代人材投資事業（準備型）についても、地方財政力による格差が生じないように事業を継続するとともに、研修期間中も安定して収入を確保するため、給付金の支給時期の配慮を求めます。
- 今後とも意欲のある新規漁業就業者の確保・育成に向けた支援を継続するために、引き続き十分な予算の確保が必要です。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課

(2) 養殖魚の餌料安定供給対策

【提案・要望事項】

- ① 魚類養殖業における生餌の安定供給体制の構築に対する支援を継続すること。
- ② 漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）を継続すること。

【現状・課題】

- 本県の漁場は冬場の水温が低いことから、ブリ類の養殖期間が限定されるため、短期間で成長を確保する必要があり、現時点では一定量の生餌の使用が不可欠となっています。
一方、近年クロマグロ養殖の増加によるサバ等生餌をめぐる競合や生餌として利用されるイワシ等多獲性魚種の漁獲変動等により、生餌の供給量が不安定となり、買取価格が上がるなど、生餌の必要量の確保や餌代の高騰に悩まされています。
- 国では、平成 27 年度補正予算により、「広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）」が創設され、平成 28～令和 5 年度には本県でも当該事業を活用しました。当該事業は、県漁連が生餌を安定供給するため、新たな産地からの調達や突発的に漁獲された魚種を生餌として供給する実証的な取組を支援する制度となっています。安心して魚類養殖業を行うために必要不可欠な生餌の安定供給体制の構築に大変有効な事業であることから、今後も継続的な実施が必要です。
- また、養殖用配合飼料についても、平成 22 年度から価格安定対策として漁業経営セーフティーネットの仕組みが始まっているところですが、養殖魚生産にかかるコストに占める餌飼料経費の割合が大きく、配合飼料価格の高騰が魚類養殖漁業者の経営を圧迫しているため、漁業者がより一層安心して事業を継続できるよう漁業経営セーフティーネット構築事業(配合飼料)の継続が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

(3) ノリの色落ち・食害対策

【提案・要望事項】

- ① 養殖ノリ不作への早急な対策を図るため、栄養塩類管理の推進に向け、モデル海域での実証試験を含め、国や大学、関係府県の連携による調査・研究を拡充すること。
- ② 各府県が適切に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正に伴う栄養塩類管理措置を行うことができるよう、国が責任をもって府県間の調整を行うこと。
- ③ 養殖ノリの食害対策について、全国的に被害が拡大していることから、その対策にかかる予算措置を恒久的に行うこと。

【現状・課題】

- 本県の基幹漁業であるノリ養殖の経営体数は、栄養塩類不足及び食害により生産が安定せず、平成17年度の234経営体から令和5年度は59経営体に減少しています。栄養塩不足によるノリの色落ち対策として、令和元年度から施肥技術の開発に取り組んでおり、引き続き、国等との情報交換・連携が不可欠です。
- 漁場環境面では、栄養塩類管理の仕組みの導入など「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指し、令和3年6月9日に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されるなど、制度の見直しが進められています。本県でも、令和6年3月に香川県栄養塩類管理計画を策定するなどの取組を進めていますが、各府県が適切に栄養塩類管理を行うことができるよう、各府県の漁業の状況を考慮し、国が責任をもって府県間の調整を行う必要があります。
- 魚類の著しい食害により、平成30年度には県内の一部漁場で生産が不能となりました。そのため、県では令和元年度から、防除網の開発に取り組んでいます。しかしながら、本県を含め食害による養殖ノリ被害は、全国的に大きな問題となっていることから、食害に関する情報交換会で得られた知見をもとに、各生産現場に適した調査・研究を行うとともに、その対策にかかる恒久的な予算措置が必要です。

【所管府省】水産庁（増殖推進部）

【県関係課】水産課

(4) 瀬戸内海のサワラ資源

【提案・要望事項】

瀬戸内海におけるサワラ資源の持続的な利用を図るため、国は適切な資源評価を行いながら、必要に応じてサワラ種苗生産・放流に対する支援を行うこと。

【現状・課題】

- 瀬戸内海のサワラ資源を回復・安定させるため、平成14年度から、水産総合研究センター(現：国立研究開発法人水産研究・教育機構)が、平成24年度からは、瀬戸内海関係11府県と漁業関係者を構成員とする瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会(以降、「海域協議会」)が、サワラの種苗生産・放流を行ってきました。
その取組により、近年の国の資源評価において瀬戸内海のサワラの資源量は増加傾向にあり、一定の成果が得られています。
- 瀬戸内海のサワラ資源が回復傾向にあることで、資源に対する種苗放流の効果が限定的となり、国からは種苗生産・放流に対する助成を中断する方針が示されました。このことを受け、海域協議会で検討した結果、令和3年度からはサワラ種苗生産・放流を中断しています。
- 一方、国立研究開発法人水産研究・教育機構は、資源量の算出において、サワラの場合は再生産成功率の年変動が大きく、加入が悪い年が続くと資源が急激に減少する可能性がある見解を示しています。また、若齢魚(サゴシ)への漁獲圧が高くなった場合には、シミュレーション等での資源への影響評価を行うように要望しています。
- 国においては、漁獲可能量による管理を基本とした資源管理体制を推進していくにあたって、令和5年9月にサワラ瀬戸内海系群の資源評価結果「現状の親魚量は最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量を下回り、現状の漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っている」が公表されました。
- 広域に分布する瀬戸内海のサワラ資源について適切な資源評価を行うとともに、資源量が減少した際には種苗生産・放流を再開するなど、国主導のもとで、関係府県との連携体制の再構築、財政的な支援等の措置を講じていただくことが必要です。

【所管府省】水産庁(資源管理部、増殖推進部)

【県関係課】水産課

(5) 地域の漁業実態に応じた資源管理の推進

【提案・要望事項】

- ① 新たに特定水産資源を定める場合は、漁業者の意見を十分聴いて理解を得たうえで定めること。また、漁獲可能量による管理を行う場合には、瀬戸内海の漁業の実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応を行うこと。
- ② 特定水産資源の漁獲可能量管理の運用には、電子的な水揚げ情報の収集体制が必須であり、当該体制整備にかかる財政支援を行うこと。また、併せて当該体制の維持にかかる財政支援も行うこと。
- ③ 管理措置の効果による資源量の回復、環境要因等による資源量の増減などの実情に応じた資源管理施策の運用を行うとともに、資源管理の推進に関して継続して財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 令和2年12月に施行された改正漁業法（漁業法等の一部を改正する等の法律：平成30年法律第95号）では、漁獲可能量管理を基本としており、特定水産資源については、漁獲可能量による管理を行いつつ、特定水産資源以外の水産資源については自主的な取組による管理を法に基づき行うこととなっています。
- 改正漁業法の施行前から漁獲可能量による管理を行っている8魚種（クロマグロ、マサバ・ゴマサバ、マアジ、マイワシ、サンマ、スケトウダラ、スルメイカ、ズワイガニ）に加え、令和6年1月から新たに2つの水産資源（カタクチイワシ対馬暖流系群及びウルメイワシ対馬暖流系群）についても漁獲可能量管理が開始されたところです。水産庁が令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」では、令和5年度までに漁獲量ベースで8割に当たる魚種に対して漁獲可能量による管理を導入する意向を示し、そのなかにはカタクチイワシ、サワラ、マダイ、ヒラメなど本県沿岸漁業の主要な水産資源も含まれています。また、令和6年3月に水産庁が公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」で、漁獲量ベースの8割について漁獲可能量管理を導入する時期を令和7年度まで延長することが示されました。
- 当該水産資源は、様々な漁法で漁獲されており、なかでも小型機船底びき網漁業や小型定置網漁業などは、特定の水産資源のみを選択的に漁獲することが困難です。このため、これらの資源に数量管理を導入することは、漁獲可能量が設定され、新たな報告の義務化、採捕停止命令の発出に伴う採捕活動の停止など、本県漁業者の漁業活動に大き

く影響することが予想されます。そこで、漁獲可能量による管理の拡大にあたっては、国が関係団体や漁業者の意見を聴き理解を得たうえで定める必要があります。

- さらに、マダイ、ヒラメ等は、遊漁船業者やプレジャーボートによる遊漁の主な対象魚種であることから、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を検討する必要があります。漁獲可能量で管理するにあたっては、漁業者のみが漁獲可能量管理に取り組むのではなく、地域の漁業実態や遊漁による採捕も考慮した管理手法となるよう慎重な対応が求められます。
- 特定水産資源の漁獲可能量管理の運用には、対象魚種を漁獲するすべての漁業者から水揚げ日から3日以内に漁獲情報が収集できる電子的な情報収集体制が必須とされています。本県では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算の「漁獲情報等デジタル化推進事業」に続く、令和5年度の該当事業において、漁獲報告システムを開発する予定でしたが、該当事業の予算がつかなかったことから、システムの開発の目途が立っていません。漁獲可能量管理の導入に先立って、漁獲報告システムの開発と現場へ普及等のため、財政支援の再開が必要です。また、当該体制を維持するため、システム運営管理費等の負担を要するため、当該体制の維持にかかる財政的支援も必要です。
- 改正漁業法の施行により、漁業免許や漁業許可を受けた者は、漁獲成績報告書の作成、集計などが必要であり、漁業者や漁協への負担が増大しています。現場の負担を軽減し、効率的な報告体制を確立するための、市場からの水揚げ情報や、漁業者によるアプリ等による水揚げ情報の電子的な収集体制が整うには、時間が必要であることから、当該体制の整備にかかる財政的支援を再開する必要があります。
- 自主的な取組については、従来関係漁業者が作成した「資源管理計画」により実施してきたところですが、改正漁業法の施行により、令和5年度末までに漁業法に基づく「資源管理協定」を関係漁業者間で締結したうえで取り組むこととなりました。
- 知事管理漁業における当該協定等の評価・検証及び高度化の推進、資源管理措置の履行確認、資源状況等の科学的データの収集等を行うため、沿岸漁業における自主的資源管理体制高度化事業にて、都道府県資源管理協議会の運営経費等への支援がありますが、資源管理の効果が発現するには時間がかかることや漁業者の努力の及ばない環境要因等により資源量が増減する場合もあり、今後も長期的な財政的支援が必要です。

【所管府省】水産庁（資源管理部、増殖推進部）

【県関係課】水産課

(6) 水産業における燃油価格高騰対策

【提案・要望事項】

- ① 漁業用の燃油価格上昇に伴う経営への影響緩和のため、「漁業経営セーフティネット構築事業」の補填発動基準や期中での加入・積立金の積増しができる要件の緩和などにより、活用しやすい制度に見直すこと。
- ② 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置及び軽油引取税の免税措置を堅持すること。
- ③ 漁業生産者の経営安定のため、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等を継続実施できるよう所要予算を確保すること。

【現状・課題】

- 漁船漁業における漁労支出のうち燃料代の割合は非常に大きく、漁業者にとって、燃油価格の高騰は大きな負担になっています。
一方、水産物価格は、市場の需給関係によって決定されているため、燃油価格上昇分を魚価に反映することは難しい状況にあります。そのため、燃油価格の高騰は、漁業経営を大きく圧迫しています。
- 漁業経営セーフティネット構築事業は、過去の平均原油価格等による補填発動基準により運用されておりますが、国際情勢の変化等により、燃油価格の急激な高騰が想定されることから、経営への影響をできるだけ緩和するため、補填発動基準及び期中での加入・積立金の積増しができるよう要件の緩和等、より柔軟に補填が実施されやすい制度への見直しが必要です。
- 漁業に使用するA重油にかかる石油石炭税の免税措置は令和7年度末、軽油引取税の免税措置は令和8年度末の期限となっておりますが、当該措置が無くなれば、漁業経営はより厳しくなることが予想されます。そのため、今後も漁業用燃油の課税免税措置、軽油引取税の免税措置の堅持が必要です。
- 省エネ機器等の導入を推進する競争力強化型機器等導入緊急対策事業は、令和2年度補正予算、令和3年度補正予算、令和4年度補正予算事業では、それぞれ32件、22件、20件申請のうち全件が採択されました。令和5年度補正予算で実施される事業については、依然として要望があるため、その継続が必要です。

【所管府省】水産庁（漁政部）

【県関係課】水産課

(7) 漁港・漁場の整備

【提案・要望事項】

水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していく必要があることから、引き続き財政的支援を行うこと。

【現状・課題】

- 本県の漁港はすべて市町が管理し、漁業生産及び浜の活性化を維持する重要な拠点施設として活用されています。それらは、整備後 50 年近く経過していることから老朽化が著しく進んでおり、厳しい財政状況のなか、市町では更新するための予算措置ができないため、施設の調査を行いながら、計画的に漁港の長寿命化及び維持管理に努めています。

しかしながら、南海トラフ地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70～80%とされ、近年の気候変動を起因とする気象災害とともに、漁業活動に与える影響が懸念されます。

そのため、長寿命化対策及び防災・減災対策としての漁港整備を引き続き実施していく必要があります。

- 藻場は、水産動物の産卵場や幼稚魚の育成場、餌を生み出す場として重要な役割を果たしているとともに、水質浄化機能を有しています。

藻場の面積は、高度成長期以降、埋め立てなどの開発により、大幅に減少してきました。近年、減少傾向は改善されたものの、依然として低位横ばい傾向が続いています。

本県では、平成 9 年度以降、ガラモ場の整備を中心に令和 5 年度末までに 127ha を整備してきましたが、今後も引き続き、整備を推進する必要があります。

- このため、水産業の振興と漁業地域の活性化及び防災・減災対策のため、漁港・漁場の整備を効率的かつ効果的に実施していくことが必要です。

【所管府省】水産庁（漁港漁場整備部）

【県関係課】水産課

50 地域経済対策について

【提案・要望事項】

地方の中小企業においては、コロナ禍後の業績回復が十分進んでいないなか、物価高騰や人材不足等が地域経済に与える影響も踏まえつつ、中小企業に対する資金繰りと人材確保のための支援を継続・拡充すること。

【現状・課題】

- 日本銀行が本年5月に発表した香川県の金融経済概況によると、「香川県内の景気は、持ち直している」ものの、県内中小企業の現状をみると、コロナ禍後の業績回復が進まないなか、近年の原油価格や物価の高騰、コロナ禍での借入金の返済等も重なり、依然として厳しい状況が続いており、資金繰りへの支援が求められています。
- 新規融資や条件変更、借換等の需要に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も強く要請を継続するとともに、セーフティネット保証制度の弾力的な運用、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和の継続、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、引き続き、事業者の状況に応じた対策が必要です。
- 本県の有効求人倍率は平成23年8月以降、1倍を超える状態が続いており、人材不足となっている県内企業が多く、本県の産業を支える人材の安定的な確保につなげていくことが求められています。
- こうしたなか、本県においては、若者のほか、女性・高齢者、障害者に対する就労支援や、外国人材の受入れ促進などを行い、あらゆる世代や人材の確保を図っておりますが、国における取組の促進と、地方への支援が必要です。

【所管府省】 中小企業庁（事業環境部）、厚生労働省（職業安定局）

【県関係課】 経営支援課、労働政策課

51 歩行者中心のまちづくりの推進について

【提案・要望事項】

持続可能な都市の実現に向け、にぎわいの拠点である中心市街地における歩行者中心のまちづくりの推進に必要な予算の確保と技術的支援に取り組むこと。

【現状・課題】

- 本県のサンポート高松地区は、風光明媚な瀬戸内海に隣接する優れた環境に加え、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報等の都市機能と交通機能をあわせ待ち、昨年7月には持続可能な都市の発展に向けた協働をテーマに「G7香川・高松都市大臣会合」が開催されるなど、まちと自然が融合した環境は国際会議を行うにふさわしい場所として評価されています。
- さらに現在、本県スポーツの中核的な機能を有し、交流人口の拡大やにぎわいづくりの拠点となる施設として、令和7年3月の開館に向けて香川県立アリーナの整備を鋭意進めており、周辺では民間事業者による駅ビルや大学、外資系最高級ホテルの整備も進められています。
- 本県では、持続可能な都市の発展には、歩行者中心のまちづくりを積極的に進めていくことが重要と考えており、サンポート高松地区の官民の新たな施設整備にあわせて、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを行い、にぎわいをより一層創出し、そのにぎわいを高松中心市街地に広めるプロムナード化について、検討を進めているところです。
- 一方、これまで地方都市では車中心のまちづくりが行われており、歩行者中心のまちづくりを円滑に推進するためには、住民の意識や行動を変えることも重要です。そのため、地域のニーズにあわせて段階的に整備しながら、その効果を定量的に把握し、適切な評価を行うことが、住民の理解を進めていく上で必要です。
- 以上のことから、持続可能な都市の実現に向け、にぎわいの拠点である中心市街地における歩行者中心のまちづくりの推進に必要な予算の確保と効果の評価手法の例示など技術的支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（都市局）、財務省（主計局）

【県関係課】都市計画課

52 政府系国際会議の開催について

【提案・要望事項】

令和7年度の「日 ASEAN・スマートシティ・ネットワークハイレベル会合」の開催地として、本県を選定いただくこと。

【現状・課題】

本県では、ホール、会議場、宿泊施設など様々な交流施設が集積するサンポート高松地区を中心に、MICEの誘致など交流人口の拡大に向けて取組を行っており、昨年7月に貴省に同地区で開催いただいた「G7香川・高松都市大臣会合」で得られた経験や成果を同地区の一層の活性化につなげていくため、これまで以上に政府系国際会議の誘致に積極的に取り組んでいるところです。

また、本県では、持続可能な都市の実現には、ICT等の新技術の活用が重要と考えており、高松市においても、「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会」への参画や、スマートシティ化に向けた取組を推進しています。

つきましては、貴省主催の「日 ASEAN・スマートシティ・ネットワークハイレベル会合」を本県で開催いただくことで、本県の持続可能な都市づくり施策の一層の推進を図る機会となることから、令和7年度の開催地として、本県を選定いただくことを要望します。

【所管府省】国土交通省（総合政策局）

【県関係課】交流推進課

【提案・要望事項】

① 人材育成等の取組

瀬戸内海を「里海」として再生させるための実効的な施策として、「里海づくり」を行う人材の育成や住民参加を促進するため、人材育成の取組や環境保全活動のネットワーク化、環境教育・啓発など地域活動の活性化の取組に対する財政的支援を行うこと。

② 豊かな海に資する栄養塩類管理

栄養塩類の循環機構を解明するために、引き続き、調査・研究に取り組むとともに、栄養塩類の管理手法や、生態系への影響を把握評価する手法を確立させること。

また、環境基準の見直しも含めて、「栄養塩類管理制度」と瀬戸内海全体の水質を管理する「水質総量削減制度」が調和する、新たな水質管理の手法について検討すること。

栄養塩類管理計画については、策定時に限らず、計画策定後のモニタリング等の実施についても十分な財政的支援を行うこと。

③ 藻場・干潟等の浅場の整備・保全

生物多様性・生産性の向上と水質浄化・物質循環の機能の確保を図るため、藻場・干潟等の浅場の整備・保全活動に対する財政的支援を行うこと。

④ 海ごみの回収・処理と発生抑制

海底堆積ごみ及び漂流ごみの回収・処理については、国や地方自治体等の役割分担を明確にすること。

海ごみの回収・処理、調査研究、発生抑制対策に対する財政的支援を継続するとともに、台風等により突発的に大量発生する漂流ごみや海岸漂着ごみの地方自治体等による回収・処理については、国庫補助における漂着量等の採択基準を緩和し、地方自治体が使いやすい制度とすること。

また、瀬戸内海では、住民の日常生活に由来するごみが多く、ごみの発生を抑制し、清掃活動への参加を促すための意識啓発が重要であることから、そうした地域の特性を十分考慮した財政的支援を行うこと。

さらに、海ごみの大半を占めるプラスチックごみの削減を図るため、使用済みプラスチック等のリサイクルシステムの構築に向けた取組を推進するとともに、マイクロプラスチックについては、発生状況、原因、影響及び処理に関する調査研究を急ぎ、対策を講じること。

【現状・課題】

① 人材育成等の取組

- 瀬戸内海では、これまでの各種施策の結果、水質については一定の改善がみられるものの、栄養塩類の循環バランスの崩れによる赤潮の発生やノリの色落ち、人と海との関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題があります。
- 平成 27 年 2 月、国において瀬戸内海環境保全基本計画の変更が閣議決定され、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すことが明記されるとともに、平成 27 年 10 月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法でも、これまでの水質保全のための規制に加え、海ごみの除去等の推進をはじめ、瀬戸内海を豊かな海とするための里海づくりの活動など、沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出を図るための事業を推進することとされています。
- このため、現行の瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画についても、美しい海、交流と賑わいのある海などを目指すとした「かがわの里海づくり」を中心に据えた計画としており、そのための柱となる取組として、里海づくりをけん引する人材育成や里海への理解を広げるため、平成 28 年 4 月に「かがわ里海大学」を設置、運営していますが、地域で様々な環境保全活動に取り組むためには、各省庁が連携した、実効的な施策や財政的支援が必要です。

② 豊かな海に資する栄養塩類管理

- 栄養塩類については、その循環機構の解明、管理手法や、生態系への影響の把握評価の手法など多くの課題があるため、国において、引き続き調査・研究を行う必要があります。
- 瀬戸内海では、化学的酸素要求量の環境基準達成率の低迷、赤潮や貧酸素水塊の発生、水産資源への影響など、栄養塩類の循環に関わる課題があるため、国において、「栄養塩類管理制度」と瀬戸内海全体の水質を管理する「水質総量削減制度」が調和する、新たな水質管理の手法を検討する必要があります。
- また、本県では、令和 3 年 6 月に一部改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、令和 6 年 3 月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定したところであり、その運用においては、モニタリング等の費用が継続して必要であることから、十分な財政的支援が必要です。

③ 藻場・干潟等の浅場の整備・保全

- 水質浄化や生物の成育場として重要な藻場や干潟については、近年、温室効果ガスの吸収源としての役割も期待されていますが、依然として少ない状況であり、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正に盛り込まれた藻場・干潟の再生・創出の取組を推進するためには、国において、藻場・干潟等の浅場の整備・保全活動に対する財政的支援が必要です。

④ 海ごみの回収・処理と発生抑制

- 海ごみについては、海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物についての処理責任は明確になっていますが、海底堆積ごみと漂流ごみについては明確になっておらず、回収・処理をさらに徹底するためには、処理責任を明確にする必要があります。
- 海ごみは、一般廃棄物として取り扱われることから、その回収・処理に地元自治体の負担が必要であり、特に台風等により突発的に大量発生する海ごみの回収・処理に対しては、現在も財政的支援はあるものの、対象が大規模な漂着ごみに限られるなど、活用しにくい補助制度となっていることから、実情に合った柔軟な支援が必要です。
- また、瀬戸内海は、外洋からのごみの流入は少なく、本県が行った調査結果では、大部分は地元住民の日常生活に由来するプラスチックごみであることから、ごみの回収・処理や発生抑制についての日頃からの意識付けは重要であり、長期的なスパンで啓発的な取組を継続していくための財政支援が必要です。
- さらに、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっているなか、瀬戸内海においても、海ごみの大半はプラスチックごみが占めていることから、これらの海への流出を防ぐだけでなく、発生抑制や循環的利用を今後とも一層推進するとともに、特に生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについては、その実態や原因の究明を早急に行い、対策を講じることが必要です。

【所管府省】 環境省（水・大気環境局、環境再生・資源循環局）、
水産庁（増殖推進部、漁港漁場整備部）、
国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）

【県関係課】 環境管理課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課

54 瀬戸内海国立公園の整備の推進について

【提案・要望事項】

瀬戸内海国立公園の直轄整備を推進すること。また、公園施設の老朽化対策等のための自然環境整備交付金の予算を十分に確保すること。

【現状・課題】

- 多島海の優れた景観が「世界の宝石」とも称され、我が国最初の国立公園として指定された瀬戸内海国立公園は、本年3月16日に、指定から90周年を迎えました。
- 屋島や小豆島の寒霞渓など、当初指定時からの展望地を有する香川県では、県内各市町や岡山県などとも連携しながら、瀬戸内海国立公園指定90周年記念事業に取り組んでいるところであり、本年3月16日には、屋島において、環境省中国四国地方環境事務所四国事務所や高松市との共催で、記念事業のキックオフイベントを開催しました。
- 屋島については、本県や高松市による整備とともに、平成30年度からは国の直轄事業による整備が行われていますが、キックオフイベント参加者からは、屋島北嶺へのアクセスの改善などの意見をいただいております。国や県、高松市が連携して、さらなる屋島の魅力の向上に取り組む必要があります。
- また、本県では、昭和30年代から平成16年度にかけて、国の補助事業等を活用して、瀬戸内海国立公園の園地などを設置してきましたが、施設の老朽化が進むとともに、案内標識も日本語表記だけの園地が多く、訪日外国人利用者への対応も課題であることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする整備計画を策定し、自然環境整備交付金を活用しながら、施設の老朽化対策や案内標識等の多言語表記化等に取り組んでいるところです。
- しかしながら、自然環境整備交付金の交付額が、要望額に達しない年度もあり、計画期間内での達成が困難な状況であります。
- 来年には、次期瀬戸内国際芸術祭の開催を予定しているなか、指定90周年を契機に、瀬戸内海国立公園の魅力を上向き、国内外からの誘客を促進して、地域活性化を図るためには、自然公園等事業費の予算を十分に確保して、安全で快適な公園利用を支える自然公園等施設の整備・更新を推進することが必要です。

【所管府省】 環境省（自然環境局）

【県関係課】 みどり保全課

55 廃棄物処理について

(1) 拡大生産者責任に基づく廃棄物処理システムの構築

【提案・要望事項】

持続可能な循環型社会を形成するため、拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が、製品の循環利用や適正な処分にかかる責任を負う廃棄物処理システムを早期に構築すること。

① 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入等

「生産者は、製品の使用後の段階においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負う。」という考え方を徹底するため、資源として再生利用できる製品や有害物質などについて、可能なものから随時、生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度を導入すること。

制度の導入に当たっては、自治体間で取り扱いが異なることにより、実効性が損なわれることがないように、全国一斉に同一基準で実施すること。

また、使用済みの太陽光パネルなどの現行の各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築すること。

② 家電リサイクル制度等の円滑な推進

廃家電製品の不法投棄や不適正処理事件を防止し、家電リサイクル制度の円滑な推進を図るため、リサイクル料金前払い制度の導入や、廃家電の引渡義務違反に対する罰則の強化など、実効性ある措置を講じるとともに、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまでは、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力を継続すること。

また、使用済小型電子機器等リサイクル制度の推進のため、市町の費用負担軽減を図ること。

③ 容器包装リサイクル制度の見直し

容器包装リサイクル制度について、事業者責任の強化を図るとともに、市町が行う分別収集にかかる費用負担の軽減など制度の見直しを行うこと。

④ プラスチック資源循環の促進

プラスチック資源循環促進法に基づき、製造事業者が行うプラスチック使用製品設計指針に従った設計や、自主回収・再資源化の取組に対する支援を強化すること。

また、同法に基づき、市町が行うプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化には、市町に新たな費用負担が発生することから、必要な財政措置を講じるなど、すべての市町において確実に分別収集が実施されるための支援を行うこと。

【現状・課題】

① 生産者による廃棄物回収システム及びデポジット制度の導入等

- 資源の有効利用のため、再生利用できる一部の製品については、事業者による自主回収等の取組が行われていますが、さらなる循環型社会の構築のために、一層の回収促進が求められています。
- また、危険性・有害性が高く、取り扱いに当たって専門性を要する処理が困難な廃棄物については、設備や技術の関係上、市町の処理施設で処理できないケースもあるため、適正な回収・処理の確保が求められています。
- こうした廃棄物回収システムには、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、散乱ごみ対策に効果のあるデポジット制度を組み合わせることも有効です。
- 生産者による廃棄物回収システムやデポジット制度は、実施している地域では製品が割高となるため、実施していない地域があると、その地域で購入されることによって回収システム等の効果は得られなくなり、また、換金目的で、実施していない地域から使用済み製品を持ち込まれることも懸念されることから、制度の導入に当たっては、全国一斉に同一基準で実施することが必要です。
- 使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、将来的に大量廃棄が見込まれるため、生産者による廃棄物回収システムを早急に構築することが必要です。

② 家電リサイクル制度等の円滑な推進

- 家電リサイクル法については、消費者がリサイクル料金を排出時に費用負担する後払い制度となっており、料金負担を嫌う消費者等による不法投棄が起りやすく、地方自治体にとって負担となっています。
- 不法投棄を未然に防止するためには、リサイクル料金を後払い制度から前払い制度（新製品購入時にリサイクル料金を負担する制度）に改めるとともに、廃家電の引渡義務違反に対する罰則を強化するなど、家電リサイクル制度の円滑な推進を図ることが必要です。
- 併せて、市町の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力（不法投棄未然防止事業協力制度）については、市町の負担軽減のため、リサイクル料金の前払い制度が導入されるまで継続的な支援が必要です。

- また、使用済小型電子機器等リサイクル制度については市町が実施主体となっておりますが、市町が財政負担をしている事例もみられることから、この制度を持続可能なものとするため、市町に対する財政支援が必要です。

③ 容器包装リサイクル制度の見直し

- 容器包装リサイクル法については「消費者が分別排出」「市町が分別収集」「事業者が再商品化」という役割分担のもと、リサイクルを進めています。その一方で、分別収集や選別及び小規模事業者の再商品化に要する費用が市町の大きな負担となり、品目によっては分別収集されていないものもあるなどの課題も生じており、市町の費用負担の軽減など、拡大生産者責任の原則に基づいた制度の見直しが必要です。

④ プラスチック資源循環の促進

- プラスチック資源循環促進法では、拡大生産者責任の考え方に基づき、製造事業者に対してプラスチック使用製品設計指針による環境配慮設計や、プラスチック使用製品の自主回収・再資源化の効率的な実施が求められています。こうした製品プラスチックの自主回収等による再資源化に向けた取組を広く進めるため、製造事業者への支援強化を図る必要があります。
- また、プラスチック資源循環促進法では、市町に対して製品プラスチックの分別収集や再商品化の取組が求められています。製品プラスチックはプラスチック製容器包装に比べて、多種多様な原料が使用されていることから、分別方法の住民への広報、収集回数や保管施設の確保、中間処理施設の設置・改修、製品プラスチックの再商品化など、市町の負担がさらに増加することが見込まれ、マテリアルリサイクルの促進には、市町の負担軽減に向けた十分な支援が必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）、
経済産業省（商務情報政策局、産業技術環境局）

【県関係課】 循環型社会推進課

(2) 廃止焼却施設の解体の促進及び市町の負担軽減

【提案・要望事項】

① 交付金の対象の拡充

ダイオキシン類対策やごみ処理の広域化に伴い廃止したごみ焼却施設の解体を一層促進するため、施設整備を伴わない解体のみの事業の場合も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするほか、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ること。

② 交付額の引き上げ

交付金の交付対象となっている場合についても、交付額の引き上げや交付要件の緩和などにより、市町の財政的な負担が軽減され、施設の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実を図ること。

【現状・課題】

① 交付金の対象の拡充

- 平成 14 年度の国のダイオキシン類対策や、市町合併の推進により、多くのごみ焼却施設が廃止されましたが、廃止された施設をそのまま放置しておくことは、新たな環境汚染を引き起こす可能性があり、早期に解体を行うことが必要です。
- しかしながら、ごみ焼却施設の解体作業を行うには、労働安全衛生規則によりダイオキシン類のばく露を防止するための安全対策を講じる必要があり、市町においては多大な財政的負担を強いられることから、本県では、4 施設が、廃止から 15 年以上経過した現在も、解体に着手できていない状況です。
- 現在の循環型社会形成推進交付金制度では、解体するごみ焼却施設は、整備する施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限り交付対象とされていることから、ごみ処理施設の集約化に向けた検討が進められているなかでは、制約となることも考えられます。
- 令和 3 年度に解体跡地以外の土地に代替え施設を整備する場合は交付対象に追加されましたが、既に廃止しているものや今後集約化により廃止される焼却施設の解体を一層促進するためには、施設解体のみの場合も交付対象とするとともに、交付税措置の創設など支援施策の充実を図ることが必要です。

② 交付額の引き上げ

- また、交付金の対象となっているものについても、交付額の引き上げや、解体する施設と整備する施設は同数以下とする現行の交付要件の緩和などにより、市町の財政的な負担が軽減されるとともに、施設の広域化・集約化が進むよう、国の支援策の充実に努める必要があります。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 循環型社会推進課

(3) 一般廃棄物処理施設等の整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金等の予算確保

【提案・要望事項】

① 一般廃棄物処理施設整備

市町・組合が一般廃棄物処理施設を整備する際、循環型社会形成推進交付金等が交付率どおり交付されなければ、所要額を確保できなくなり、安定した廃棄物処理に影響を及ぼすことになるため、必要な予算額を確保すること。

② 浄化槽設置整備

市町が行う浄化槽設置整備事業についても、要望額どおり交付されるよう必要な予算額を確保すること。

【現状・課題】

① 一般廃棄物処理施設整備

○ 市町・組合は、厳しい財政状況のなか、一般廃棄物処理施設の整備に当たって、循環型社会形成推進交付金が交付率(1/2又は1/3)どおりに交付されることを前提に整備事業を計画しています。

○ 県内では、令和7年度も5団体が一般廃棄物処理施設の整備事業を計画していますが、交付金額が要望額(交付限度額)より減額されることにより、一般廃棄物処理施設の整備に対する所要額との差額の補てんが財政上困難となることで、事業規模の縮小や工程の見直し等を迫られ、ひいては、安定した一般廃棄物処理に影響を与えることにならないよう、十分な予算額を確保することが必要です。

② 浄化槽設置整備

○ また、市町では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置整備事業にかかる交付金を活用した設置補助を行っています。

○ 単独及び合併処理浄化槽全体の基数のうち、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽基数の割合は63.0%(令和4年度)にとどまっており、生活排水処理基本計画に沿った整備を推進するためには、市町が補助する浄化槽設置整備事業にかかる交付金について、十分な予算額を確保することが必要です。

【所管府省】 環境省(環境再生・資源循環局)

【県関係課】 循環型社会推進課

(4) PCB廃棄物の早期適正処理の推進

【提案・要望事項】

① 高濃度PCB廃棄物

広域処理等の終了した令和5年度末以降に高濃度PCB廃棄物が発見された場合における当該高濃度PCB廃棄物の処理方法を確立すること。

② 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物の処分費用等について中小企業者等軽減制度の対象とすること。

③ 広報・啓発

PCB廃棄物の早期かつ適正な処分の必要性について、テレビや新聞等のマスメディアを活用した積極的な広報・啓発を継続的かつ頻繁に行うこと。

【現状・課題】

① 高濃度PCB廃棄物

北九州エリアの高濃度PCB廃棄物については、令和5年度には、トランス及びコンデンサはJESCO大阪PCB処理事業所において広域処理が、安定器等はJESCO北九州PCB処理事業所において延長処理が行われていたところですが、これらの処理の終了した今後においても、高濃度PCB廃棄物が新たに発見される可能性がないとは言えないため、国において継続保管以外の処理方法を確立しておくことが必要です。

② 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB使用製品は、処分期間が令和9年3月末までとなっていますが、その処分費用等の負担が大きいにも関わらず、軽減制度の対象となっていないことから、処分が進んでいません。このため、期間内に処分を終えるためには、処分費用・収集運搬費用に対する支援が必要です。

③ 広報・啓発

全国各所でPCB廃棄物の早期処分に向けた説明会の開催、パンフレットの作成・配布などが行われ、安定器等についてはテレビや新聞等を使った広報が実施されたものの、PCBに関する知識や制度が事業者には伝わっていないケースが多くあります。PCB使用製品が残存することを防ぐために、早期かつ適正な処分が進むよう、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

【所管府省】 環境省（環境再生・資源循環局）

【県関係課】 循環型社会推進課